

平成 23 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 23 年 2 月 21 日（月曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 金野 次男

副委員長 佐藤 恵子

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（1 名）

相澤 耀司 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

交通防災課長 鈴木 典男

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 鈴木 学

収納課長 佐藤 利夫

商工観光課長 佐藤 秀業

こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長補佐 小野 一雄

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

管理課長 小幡 誠志

下水道課長 江口 明

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前9時59分 開会

○金野委員長

皆さん、おはようございます。

補正予算特別委員会2日目でございます。

早速本日の委員会を開催させていただきます。委員皆様方の御協力をお願いします。

ただいまの出席委員は21名であります。本日は、相澤委員から欠席届が出されておりますので、報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただちに特別委員会を開きます。

- 議案第10号 平成22年度多賀城市一般会計補正予算(第9号)

○金野委員長

初めに、議案第10号 平成22年度多賀城市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

18日に引き継ぎ、歳出の質疑を行います。

初めに、板橋委員から提出資料がありました管財課長等から御報告をいたします。管財課長。

○阿部管財課長

説明させていただきます。

資料はこのA4の図面となります。図面の向きなのですが、北側が上となっております。北側の市道窪2号線の幅員は6メートルとなっております。西側の道と記載されている部分なのですが、こちらは公衆用道路で標準的な幅員については4.6メートルとなっております。225-1と225-2、地番なのですが、こちらが国有地となっております。八幡公民館と東北防衛局多賀城宿舎との間の破線なのですが、こちらが今回の等価交換案により分筆とされる境界となります。

あと、東北防衛局多賀城宿舎の南側に記載されている細い線、174.02 平方メートルなんですけど、こちらは現在国の所管の赤道となっております。地番 230、348.00 平方メートル、こちら多賀城市の所有なんですけど、その南側の細い線についても同じく里道、赤道となっております。こちらは多賀城市の所管となっております。

また、今回の不動産取得税については、非課税団体とのことから発生はしないということになります。以上で説明を終わらせていただきます。

○板橋委員

そうしますと、東北防衛局多賀城宿舎の下と 226-1 の破線の間は今後どのようなようになるのでしょうか。公衆用道路 4.6 メートルに隣接しているところの間。ちょうど 226-1 の上ですね。

○阿部管財課長

お答えいたします。

226-1 については、東北防衛局多賀城宿舎の建設条件により南側のまっすぐ引いた線、こちらまでが 1 筆分筆されます。その下の東西に長い長方形の部分なんですけど、こちらが多賀城市から国に対して等価交換される土地となります。以上です。

○板橋委員

そうすると、ある程度形はよくなるんですが、今後、八幡公民館と隣接している民地との境界もあるんですが、今後どのように土地の利活用をしようとしているんですか。

○阿部管財課長

今後の土地の利用については、12 月の一般質問の際にもお答え申し上げているんですが、近隣の方々と調整を図りながら検討していきたいと考えております。

○板橋委員

市有地、これざっと足しただけでも約 2,200 平米以上出てきますよね、八幡公民館抜いたとしても。そうすると、結構いい面積になるものですから、今後、国との境界もあると思うんですが、これに対して道路をもう少し拡幅して、近隣の方々の利便性を活用するに当たっても、公共用地、公有地を公共用の道路にするということはさほど、そんなに工事費かかるぐらいで済むものですから、その辺もやっぱりこういうふうにして新たに等価交換して求めた場合には、その近隣住民の方の便も考えながら、今後検討する余地はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○阿部管財課長

西側の道路につきましては、現在、幅員 4.6 メートルで、その先南側について幅員が狭いことから、今現在、市道認定にはなっておりませんが、今回の等価交換により、地番 230 の部分について転回場を設けて市道認定をするような調整を道路公園課の方と進めさせていただいております。さらに、南側の赤道については、今現在公衆用道路なんですけど、それなりの整備が今後図られるものと考えております。

○板橋委員

やっぱりこういうふうな機会に、相当年数をかけた、さらっと聞くと 35 年が 40 年ぐらいかけてこの土地を国と形よくするようになったということで、相当半世紀近くかかってい

ますよね。そうしますと、それによってやっぱり近隣の方々も非常にどのようにその土地を、公有地を利活用していくのかというのはやっぱり興味津々で考えておられるんじゃないかと思いますので、その辺はやっぱり公有地の利活用ということはもう少し真剣に、今後前向きに取り組んでいただくような形を十二分にとっていただきたいんですが、財政課長というわけにもいかないから、総体的に総務部長の方でちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○澁谷総務部長

先ほどもちょっと管財課長がお話したとおり、まずは長年の懸案事項だったものでしたから、そのことをまずは解決をしまして、その後、土地の利活用につきましては、地域の方々といろいろと相談しながらやっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○金野委員長

よろしいですか。あともう1点板橋委員の方から、大代公民館の事業費について生涯学習課長。

○永沢生涯学習課長

先週金曜日の板橋委員のお尋ねにお答えをいたします。

まず、お尋ねの内容は、大代地区公民館の建設当時の事業費が1点、2点目が、今同規模で建設した場合どのぐらいかかるのかというのが2点目、3点目に、改修に5,300万円ほどの投資をするのであれば、建てかえた方がいいのではないかと。言いかえれば建てかえの検討はしたのかという3点というふうに認識をいたしております。

1点目、建設当時の事業費ですが、昭和55年2月の完成で、これ契約台帳からの調べになりますけれども、設計、建築本体設備工事で1億5,652万8,000円という記録がございました。築後31年となっております。なお、財源は仙塩流域下水道関連の促進事業として全額県の補助金が入っております。

二つ目、今同規模で建設した場合の推定の事業費ですが、約4億円から4億2,000万円程度というふうに想定をされます。これは解体工事も含みます。参考までに昨年3月に完成した山王地区公民館の体育館、こちらの事業費がおおむね2億円でした。その数字からしますと、大体この程度なのかなというふうに理解をしております。

3点目、建てかえの検討ですけれども、山王地区公民館の体育館、あるいは勤労青少年ホームなどのように耐震上の致命的な欠陥などで耐震改修が困難だったり、あるいは建てかえ並みの事業費を要する場合は建てかえになりますが、大代地区公民館の場合は、平成19年に行った耐震診断の結果、体育室など軽易な補強でクリアすることから、改修工事をするとし、以来計画的に整備してまいりました。

生涯学習課所管施設で言えば、大代地区公民館よりも以前に建築をした、昭和53年6月の図書館、昭和54年7月の山王地区公民館、昭和54年の総合体育館など、改修しながら利用をしております。新しいことにこしたことはありませんけれども、限られた貴重な財源の有効活用、環境問題の配慮などの観点からも適宜必要な改修工事を行いながら、可能な限り末永く利用することが大切なのではないかと、このように理解をしております。以上です。

○板橋委員

結構な建てかえの費用と、あとは解体費用、解体費用は大分今費用はかかるようになって  
いますよね。再分別でもってやらなければならないということで、ところで、これはアス  
ベストは使っていたんですか、使っていないんですか。アスベストはあるんですか、その  
件に関してちょっとお聞きします。

○永沢生涯学習課長

使っていないというふうに理解をしております。

○板橋委員

ある程度工事費、解体の費用はかかり過ぎるというのはわかっているし、アスベストは使  
っていないければ、それだけそんなにかからないということも出てくるんですが、結局、こ  
れは4億円というのは結構いい数字出ていますよね、積算でね。私はせいぜい3億円ぐら  
いかなというふうな形で見えていたんですが、そうしますと、これは早急に建てかえ云々  
というのは多分難しいとは思いますが、今後、やっぱり利用する場合の利便性、体育施設  
の。それが一番今の若い人たちにうまく取り入れてもらえるような施設なのかどうかとい  
うこともやっぱり十二分に検討していく余地があるんじゃないかと思います。

結局昭和55年でしょう。31年前ですよ。その当時は設備的にも真新しい、新しい設備  
だの導入されているとは思いますが、これまでも30年も過ぎていて、結局今の若い人た  
ちのニーズも変わってきていますから、その辺もやっぱりかみ合わせた形で十二分に、当  
初すぐ修繕すればいいというような感覚じゃなく、総体的にその辺を検討していただきた  
いんですが、今後ほかの建物もございしますが、そういうふうな形で前向きに考えていく、  
検討するという余地はあるんでしょうか、ないんでしょうか。その辺ちょっとお聞きした  
いんですが。生涯学習課答弁できなければ、やっぱりしかるべき人にちょっとその辺をお  
聞きしたいなということで、御質問を終わりにさせていただきたいと思います。

○永沢生涯学習課長

私から1点、今の改修の状況ですけれども、体育室については、フローリング、床の改修、  
あるいは壁、そういった……。

○板橋委員

今言った細かいことじゃなく建物全体、あと行政財産であるほかの建物も総合的に勘案し  
ての今後の取り組み方についてお聞きしているんですから、そういう細かいことは私は今  
お聞きしていないものですから、その辺はやっぱり一番ちゃんと答弁できる方にお願  
いしたいということで、今最後の御質問ということにしたんですが。

○金野委員長

はい、わかりました。総務部長。

○澁谷総務部長

教育施設だけじゃなくて、市全体のものというふうなお話のようでしたので、私の方から  
お話をさせていただきたいと思います。全体的に建物の利便性なり用途の活用というのは、  
やっぱり地域のお話などを聞きながら、やっぱり有効に使用していただかなければうま  
くないなと思うんですから、今後も、私らは常にそういうことを考えながらやっております  
ので、今後もそういうことを勘案しながらやっていきたいなというふうに考えております。

○金野委員長

よろしいですか。もう1点、平成22年度安全・安心な学校づくり交付金、これ竹谷委員からの資料提出ですが、担当の方から御説明をお願いします。副教育長。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それでは、資料の説明をさせていただきます。

一番上の山王小学校を例に御説明をさせていただきます。以下同様の考え方になりますので。

山王小学校の大規模改造ということで、これは屋体の改修ということなんですけれども、S、下の方に第二中学校はRとあるんですが、Sが鉄骨づくり、Rが鉄筋コンクリートづくりというふうなことで、それ配分基礎額の単価が記載されております。

その次の欄に、それぞれの体育館の面積等が記載されております。

次に、配分基礎額というふうなことで、これは7万1,700円に面積を掛けた金額が配分基礎額というふうなことになります。実際の工事はというと1億3,000万円ほどかかると、こういうことです。

その次の事業費、工事費に需用費を足していますが、これ事務費というふうなことで、総額で言えば1億3,024万7,000円かかりますと、こういうことです。いよいよ安全・安心な学校づくり交付金ですが、配分基礎額7,413万7,000円の3分の1というふうなことでございます。

その次の算定後実工事費3分の1というふうにあります、これは安全・安心な学校づくり交付金の算定基礎は実工事費の3分の1か、それから配分基礎額の3分の1の低い方と、実際の工事費がこの配分基礎額より下回った場合は実工事費が、いわゆる配分基礎額というふうになりますよということでございます。

なお、国の予算の関係でございますが、国の予算に余裕があったとき、余裕があった場合というふうなことでございますが、その場合は配分基礎額の3分の1、ここで言うと2,400万円でございますが、上限4,300万円、これ実工事費の3分の1なんですけれども、プラスアルファとして実工事費の3分の1を超えない範囲でプラスして交付金が交付される場合があります。

ちなみに過去の例でいきますと、城南小学校の体育館の場合は実工事費の3分の1が交付金として交付された実績がございます。今回の場合は内示、交付決定をいただいた額が配分基礎額の3分の1というふうなことでございましたので、予算書上は2,471万2,000円が歳入として計上されておりますけれども、国の方への申請については実工事費の3分の1というふうなことも記載をして出してやっていると、こういうことでございます。交付金決定額が2,471万2,000円及び国庫補助に係る事務費が24万7,000円というふうなことでございます。以上で説明を終わります。

○竹谷委員

説明を聞いてなるほどと思いましたが、今回の補正予算で出てきた計算数字は基礎配分の3分の1で出ている。実工事の3分の1は出てないと。であれば、資料としてこれを出すのは適当なのかどうなのかという問題が一つあります。そして、1億3,000万円のうち、資料で出しておりました補正予算債が、逆に言うとここに補正予算債が出て、それで次に、資金手当、通常債、地域活性化というふうに表示が出てきて、ここに実際の1億3,000万円とぴたりと合うような資料が本来の資料ではないかと。補正予算はそういうふう提案し

ているわけでしょう。そういう資料じゃないのかと。そういう資料を出せばみんな一目瞭然わかるんじゃないかと。これは何が何だかさっぱりわからない。けさおれ見て、何これ、算定の3分の1、何でこれ必要なの。今回の補正予算に何らない架空の数字が出てきている。混乱するような資料は要らないんじゃないですか。逆に資料を出すのであれば、今言ったことで出していくのが本来の資料のあり方じゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

一応この資料は、県を通じて国の方に安全・安心な学校づくり交付金の申請をしたその数字をそのまま引用しております。したがって、先ほども御説明いたしましたように、実工事費の3分の1という算定根拠も、実際国の方には算定根拠の一つとしてお出しをしていますので、そういう考え方で交付金というのが成り立っていますよというふうなことで、ここは記載をさせていただきました。

それから、先ほどの基金の充当後というふうなことで、資料3の16ページでございますが、資料3の16ページをちょっとお開きいただきたいと思いますが、ここに山王小学校屋内運動場、一番下の欄になります。1億3,024万7,000円、これが総事業費でございます。その内訳は、国庫補助金以下全部このような形で記載されておりますので、今回の資料は、あくまでも学校づくり交付金の3分の1の算定根拠資料ということでしたので、このような形でまとめさせていただきました。以上です。

○竹谷委員

あなたの資料提出は理由はそうかもしれないけれども、一目瞭然見てわかるのであればこれは要らないということ。そして、16ページとあわせてくださいと。それで内訳はこうなっていますよで事が済むんじゃないですか。何もそこまで理屈、国のこれ申請したからどうのこうの、私は求めているんじゃないんです。補正予算で数字的にはこれきたのはどういう算定根拠ですかと聞いたんです。

だから、言葉で言われてもわからないから、理解に苦しむから出してくださいと資料を求めたんですよ。だから、おれは3分の1のこの資料なんか、私としては要らない。意味がない、私としては。補正とのかかわりがない。こういう算定で2億4,000万円を出しましたよと。そして、16ページを参照してくださいと。これが1億3,000万円の経過ですよという説明でいいんじゃないかと思うんだけど、まあ、いいや。

そこまでおれしつこく言ってもしょうがないんだけど、データ出してもらったのはいいんだけど、おれは、これははっきり言って教育委員会じゃないんですよ。財政局が出すべき資料なんですよ、おれから言わせれば。予算編成している総括はどこなんですか。市長公室でしょう。教育委員会はただその資料に基づいて、こういう財源を使いますよと出すだけでしょ。その財源が果たして正確なのかなんかを調べるのは、市長公室財政担当じゃないですか。財政の所管じゃないですか、違うんじゃないですか。多賀城市は、原課から上がったものをそのまままだ予算書に書いて終わりという方式なんですか、私は少なくとも財政担当はそこで精査をして、多賀城市の政策と合致をしているのかという査定をして、そして、原課から上がってきたものを参考にしながら資料をつくって我々に提示するのが予算編成のあり方じゃないかというふうに思っているんですけども。

ですから、そういう意味では、こういう資料はそういう予算に合った資料を出していただきたいんですよ。いかがでしょうか。一生懸命副教育長答弁されておりますけれども、本来の筋であれば市長公室じゃないですか、違いますか。



○菅野市長公室長

それでは、補正予算債、それから通常債ですか、これらがどういうふうなことになっているのかというわかりやすい一覧表を後ほど御用意して、それで説明をさせていただきたいと存じます。

○竹谷委員

いいです。もうこれも。そういう仕組みじゃないですかと聞いている。そういう仕組みならそういう仕組みだと答えてくれればいいんですよ。そういう仕組みでないなら、そういう仕組みでないと答えてくれればいいんですよ。そういう仕組みなんであるかと私思うから、市長公室が財政をやっていますから、それを問うているんですよ。仕組みはどうなんですか、仕組みは。多賀城市の予算編成に当たっての仕組みはどうなんですか。

○菅野市長公室長

各課の方からやはりいろいろ補助金を使って事業をする際は、その補助金の仕組みであるとか、それからそれに当たる起債がどうであるかということは市長公室と担当課の方で念入りに調整をして、それを総合的に取りまとめていくのが市長公室の仕事となっております。したがって、担当課の方は十分自分たちがやる事業がどういう仕組みの事業であるかということは、責任を持って補助申請であるかということをしなくちゃいけませんので、そのあたりはお互いに十二分に説明ができる、そういう立場になっているということでございます。

○竹谷委員

わかってないんだな、私の言っているのが。簡単な話でしょう。原課から上げるんでしょう、みんな市長公室に。市長公室がそれを査定して、予算書をつくって我々に提案するんでしょう。その主管課は、主体性を持つところは市長公室でしょうとおれは聞いているんですよ。違うんですかと聞いているんですよ。そうでなかったら、この予算書の説明もおかしくなってくるんだよ。市長公室で一括説明してぼんときているんだよ。

いや、おれね、原課に聞くのは、例えば後でやるかもわからない。この工事はどういうものをどうするんですかというのは原課だと思うの。予算構成はあくまでも市長公室だと思うの。そういうおれは今までも分け目をして質問してきたんですよ。そうでないと、この歳入全体についての質問、市長公室に求めることができないし、市長公室が主体的に説明するのもおかしくなってくる。副市長、そういうものではないですか。あなたも財政かんできたからわかっているでしょうから。

○鈴木副市長

これは竹谷委員から今御意見ございましたけれども、おっしゃるとおりでございます、実際かかった総事業費、事務費も含めて幾らかかったのかということが総事業費、そこから算定される国庫補助金はどういう算定に基づいて算定したのか。その裏財源となる起債、あるいはそのほかの財源はどういう財源手当をしたのか、それが一貫した資料として出すべきではないかということはまさにおっしゃるとおりでございます。

それから、予算編成に当たっての基本的な役割でございますけれども、それぞれの担当課の方から主に歳出を中心に要求が出てまいりまして、それに補助金を充てたり、起債を充てたり、財源充当は主に財政が担当するということになりますので、従来どおりそういうふうに行っているところでございまして、ただいま竹谷委員がおっしゃられたとおりのことでございます。

○竹谷委員

わかりました。そういう仕組みだそうですから、仕組みに沿って資料提出を求められときもやるようにしたらよろしいんじゃないのかなということを進言をしておきたいと思います。これ以上議論してもいい方向にいくわけではないですから、そういう場合、今副市長のおっしゃられたようなことを基本として進めていくことが大事ではないかと思っておりますので、その辺ひとつお互い所管もあるでしょうけれども、きちっと精査をして説明をしていただきたいと。今回の資料提出を見てなるほどなということを理解しましたので、今後はそういうことないようをお願いをしておきたいと。この資料についての質問は以上にさせていただきます。

○金野委員長

米澤委員の方から資料提出、次の休憩時間まで求められているんですけども、米澤委員、説明をお願いします。

○米澤委員

休憩時間まででなくても結構なんですが、3の20ページにあります各種管理業務委託の内容の中で、バラ園の管理業務について今回予算がアップされておりますので、整備等とか管理費関係の予算だと思っておりますが、その詳細についての資料を求めます。

○鈴木道路公園課長

業務内容の資料ということでよろしいでしょうか。はい、準備させていただきます。

○金野委員長

では、資料を提出するそうです。質疑に入ります。中村委員。

○中村委員

資料2の72ページ、13節委託料についてお伺いいたします。

金額ではないんですが、当局としては中身をどの程度把握しているのか、それについてお伺いします。まず、対象、予定は12名となっていますけれども、その12名の根拠はどんなものなんでしょうか。

○佐藤商工観光課長

昨年この6月に事業を実施する際に、私どもの方で多賀城市に住んでいる高校生、大学生で新卒者のうち未就職者の数をちょっと調査をいたしまして、その際20名ほど未就職の方がいらっしゃいました。それらの方全員というわけにはいかないけれども、5割もしくは6割程度就職につなげたいなという思いで12名というような数にさせていただきます。

○中村委員

ただ数だけではなくて、その人が何をやれるのかと、そういう何をやれるかというその専門性はこれからの就職には問われるんじゃないかなと。特に、ものづくりは、私もものづくりから出てきた人間なんですけれども、何ができるかと。ですから、ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、業種とか専門性というのはどの辺までつかんでいるんでしょうか。

それから、6名応募があって、今試しの採用をやっていると思うんですけども、その辺の業種や専門性についてはどのように把握しているのでしょうか。

○佐藤商工観光課長

最初の20名の方々の専門性とか、どちらの方に進みたいかということについて、こちらで詳細には調べてはおりません。ただ、この事業については重点分野の事業の振興ということで、多賀城市の場合、昨年の場合ですと、製造業を重点分野と定めて製造業の振興を図りたいということで、それに応募していただける学生さんを募集したということでございます。

ちなみに、今回最終的に6名の雇用の見込みということになっておるんですが、分野的には現場部門で働いている方と、あとそれから、いわゆる事務、製造業といっても必ずしも研究や現場だけではなくて事務方という部分もありまして、私の聞いている部分では6名中2名は事務方で採用されているというようなことでございます。以上でございます。

○中村委員

最近若い人を雇って成長させる、教育すると、そういう余裕がなくなってきたのが現状なんですね。したがって、即戦力を求める企業が多くなっております。私の入っていた会社でも大体ヘッドハンティングやってきて、だから、今までいた人がいなくなったりしますが、そういうことがあるので、そこで、ヘッドハンティングというか、就職する場合の各気持ちとして、覚悟として、どういう資格を持って来るのか。そういう即戦力対策、そういうことに対して当局の方ではアドバイスなんかしているのでしょうか。そういう心遣いはあったのでしょうか、その辺をお伺いします。

○佐藤商工観光課長

今の若い方の就職という問題に関しましては、この事業でもこういうような形ではやっておりますけれども、別に若年者向けの就職のための研修会というのをポリテクセンターを会場にしまして実施しております。5日間ほどの研修でございますけれども、その中には講師としてポリテクセンターや、あとハローワークの方々などから講師を招いて、いろいろなお話をさせていただくわけでございますが、やはりその中でも、研修を受けに来た皆さんがどのような職につきたいのか、それをきちっと明確にした上で、自分としてどのような、いわゆる手に職をつけるといいますか、そういうものが大事だと。いわゆる今、委員おっしゃられたように、即戦力として採用されていくためには、それなりに自分なりの努力がやはり必要だというような講義内容等もございます。

○中村委員

これはお願いです。最近3K、きつい、暗い、そういうのがありますけれども、そういう業種に耐えられるような覚悟を持って就職していただきたいと。そういう指導をお願いしたいと思います。以上です。

○戸津川委員

資料2の58ページ、老人福祉施設管理運営に関する経費のところでお伺いをいたします。

鶴ヶ谷に屋内ゲートボール場がございますけれども、そのゲートボール場が雨漏りがするんだという話を聞いております。その雨漏りの修理はどのようになっているのでしょうか。済みません。それが1点です。あともう一つ、後でお聞きをいたします。

○松岡介護福祉課長

屋内ゲートボール場でございますが、今お話しございましたように、若干やっぱり雨が風向き、あるいは強く降った場合に、どうしても建物の接合部分からのしみ込みというのがございます。ただ、一昨年等についても指定管理者である社会福祉協議会の方で部分的な補修であったり、そういったことを行っております。ただ、どうしても今申し上げましたように風向き、強さ等によってしみ込んでくる場合がございます。

なお、構造的な問題もございまして、部分的な補修とあと全体的な部分にかかってくるものもございますので、今のところはそういったできるところを修理しているというところでございます。

#### ○戸津川委員

私も現場にちょっと行かせていただいたんですが、寒いところで雨のしたたりというか、そういうものを感じながらゲートボールをやっている高年齢の方が、やはり何と申しますか、寒々としたような気持ちになられながらやっているというようなことを、ちょっとその雨のしみ込みの寒さと、やはり冬場なんかはそういうものを感じましたので、御配慮をどうぞよろしくお願いをいたします。

もう1点です。こちらの3の資料の方の14ページに光をそそぐ交付金のこと書いてあるんですけども、教育委員会では本当にきめ細かにさまざまな施策をしていただいたこと、本当に御努力に感謝をいたします。現場の方では、本当に大人の手が何人あっても足りないというような子どもたちの状況の中で、大人が一人でもふえてくれるということがどんなにかあの子どもたちに愛情を伝えると申しますか、困難な子どもを抱えている学校現場では、そういうことに本当に感謝をしていると思います。

その中で、感謝をしながらこんなお願いをするのは何なんですけれども、現場から聞こえてきます声の中にこういうものがございます。例えば特別支援員の補助の方のことなんですけれども、今小学校でも3年生以上は6時間の授業が大変多くなっております。そして、6時間の授業というのは、タイムテーブルからいきますと、大体2時過ぎごろから始まりまして3時ごろに終わるとというのが通常の小学校だと思えます。

ところが、補助員さんの勤務時間は大体にして6時間でございますから、8時から行けば2時で終わりにになってしまうわけでございまして、恐らく最後の、御存じだと思いますけれども、小学校の先生には空き時間というものは1時間もございません。もう6時間ぶっ通しで授業をするわけでございますから、中学校、高校の先生とはまた違う苦労があたりだと思えます。

そこで、6時間目の授業のとき先生方も本当に疲労の頂点に達する、そしてまた、子どもも大変、そういう特別学級の子どもたちは時間の中では大変疲れた体で過ごすわけなんです。そして、その6時間目の授業が双方ともに疲れた状態の中でやるということに非常に大変だという、私のところにそういう声が聞こえております。私というか、現場の願いとしては、1時間でも労働時間をふやしていただいて、せめて子どもたちがいる間、目が届くようにしてもらえないかというような痛切な願いがございますが、その件についてはいかがでしょうか。

#### ○小野学校教育課長補佐

戸津川委員の御質問にお答えいたします。

特別支援の補助員につきましては、各学校の実情に応じて勤務時間を定めるというふうにしておりますので、ただいまのような状況に極力現場に合うような形で勤務をしていただくというふうをお願いをしているところでございます。以上です。

○戸津川委員

そうしますと、学校ごとに8時から2時というのではなく、9時から3時とかというふうに変えられるということですね、でいいんですよ。はい、ありがとうございます。それも大変ありがたい配慮だと思いますけれども、やはり8時台から子どもたちが来ますし、できればそういうこともこれから、今後すぐでなくても結構ですから、そういうこともぜひほかの支援員さんたちもそうだと思うんですが、ぜひ考えていただきたいということがございます。

ついでにということではないんですが、もう一つ痛切な願いは、現場にいまして学校の中に早く帰られる職員と、8時間の勤務の人がいるということが今通常になっておりますけれども、そういう補助員さんと担任の先生とのコミュニケーションといいますか、そういうものの欠如は即子どもたちに響いていきます。

ところが、子どもたちがいる間はそのコミュニケーションをとる時間がなかなかとれません。そうすると、放課後の学年会であるとか職員会議であるとか、そういうところに補助員さんがいらっやらない、その場所でさまざまなことを話し合わなければいけない、こういう状態があるんです。そのときに、補助員さんとの担任の先生とのコミュニケーションが欠如しているために、せっかくそこにいらっやる補助員さんが有効に生きてこないという場面が何回もというか、よく経験することです。そういう意味からも、私はぜひ補助員さんの時間延長をこれから検討をしていくという姿勢を見せていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○小野学校教育課長補佐

補助員の勤務時間につきましては、現在のところ、現行のままで進めざるを得ないというふうに考えております。ただ、現場の授業の進め方につきましては、あくまでも本務といえますか、先生方の御指導によって補助員さんたちが動くということになっておりますので、コミュニケーションについては学校サイドで十分にとっていっているというふうに判断しておりますので、御了解をいただきたいと思えます。

○佐藤委員

68ページ、四つほどあるんですが、3点という、

○金野委員長

最初3点お願いします。

○佐藤委員

はい。じゃあ、資料2の68ページ、健診に要する経費のところ、それぞれ大幅に減の補正がされているんですが、この要因は。

○紺野健康課長

お答えいたします。

まず、健康診査に要する経費、こちらの方には、いわゆる健康診査と、それからがん検診などが入っておりますけれども、御説明申し上げましたように3万1,700人と見込んだところ、2万8,500人ということで達しなかったわけでございますけれども、一つの分析としまして、この健康診査自体は、特定健康診査と同時に実施しておりますけれども、そちらの方の健診が平成20年度からメタボリックに着目した健診に変わったことで、従来行わ

れておりました心電図、あるいは眼底といった検査、これが特定の方以外はできなくなったと、そういうようなことがあって、ちょっと受診率の方が下がっているのかなというふうに分析しております。

それから、成人歯科健康診査でございますけれども、こちらも、これも前にお話ししたかもしれませんが、この事業自体は、歯周病の疾患を個別の歯医者さんの方に行っていて、受診してもらって早期発見、早期治療ということを目指してもらうものでございますけれども、実施期間が基本的に10月の1月間ということになっております。対象は40歳から70歳までの5歳刻みの方の方に1,000円の自己負担はございますが、受けてくださいというようなことでお願いをしたわけでございますけれども、これも一つの分析なんですけど、歯の健診といった場合、歯痛くなるまでなかなか皆さん正直歯医者さんにせせと行かれる方は少ないのかなというふうなところがちょっとあるのではなかろうかというふうな分析をしております。

それから、3番目の女性特有のがん検診でございます。こちら減ということで、補正減させていただきましたけれども、今年度、平成22年度につきましては、一応見込み者を1,800人と見込んだものに対して1,393人の受診があったということで、率としては77%、前年比、平成21年度に対しては135人の増というふうにはなっております。横ばい、やや増ということではありますけど、当初予算を組んだときに見た人数には及ばなかったということでの減というふうなことでございます。

こちらの女性の特有検診につきましては、御承知のように、個別に各対象者に全部郵送で個別通知やっております。という意味からして、周知不足ということはちょっと私どもとしては考えておらないんですが、やはり対象になる方が忙しいとか、あるいは恥ずかしいとか、いろいろな要因があって受けられない方もいらっしゃるのかなというふうには思っております。以上です。

#### ○金野委員長

課長、答弁は簡潔に。佐藤委員。

#### ○佐藤委員

女性特有のがんのところは個別に郵送でしているということでは、一部自己責任というか、行ってほしいというところで行かないという自分の判断というものもあって、いろいろな事情があるんだというふうに思いますが、やっぱり一番メタボリック健診に特化されたために、全体の健診が減ってきているというところでは、今まで眼底とかそういうものを受けられなくなった人たちが受けられない状況がこの数字に反映しているというふうなお話でしたけれども、私も毎年眼底とか、そういうことをやっております。やっぱり行って毎年やっていることがだんだん、だんだんやれなくなったときに成人病やら何やらにつながって、将来的に医療費の負担になってくるということにつながるとすれば、やっぱり1万人という数がきちんと受けられるような、対象の人たちが受けられるような仕組みを今から考えていかないと、国保料が上がったということもさらに付加して考えると、結構な事業になるのではないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

#### ○紺野健康課長

健診に関しての受診率アップにつきましては、平成22年度まではそういったことでございましたけれども、平成23年度につきましては、申込みはされたけれども、受診しないという方いらっしゃるんですよ。その受診票をお送りする際に、改めて忘れないで受けてくだ

さいねというふうなお知らせを受診票を出す際に、平成 23 年度は出そうかなというふうには考えてございます。以上です。

○佐藤委員

受診者がこれ以上減ることのないように、ぜひ最大の努力をしていただきたいというふうに思います。

次、その下なんですが、環境対策費でお伺いをしたいと思います。

環境マネジメントシステムで補正されていますけれども、少なくない補正前の予算がありますが、ISO からの流れの中でつくったものだというふうに思うんですけれども、かなりもう期間たっていますよね、これ事業としてね。庁内の皆さん対象に、私たちも一部入るんだと思うんですけれども、の仕事だというふうに思うんですが、これはいつごろになったらなくなるんですかね。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

ISO ですけれども、これ平成 14 年 2 月に認証取得をし、6 年間継続をし、その後、ローカルマニフェストといいますか、EMS ということで、環境マネジメントシステムという名前をかえて現在まで運用しております。ある程度認証取得後、現在も引き続き一定の成果は上がったのではないかというふうなお話ではありますが、しかしながら、やはり市役所みずからが環境に配慮した地球環境にやさしく運用していくというのは、やっぱり市民に対する模範となるべき事項でもございますので、これからも一層気を緩めることなく継続して運用してまいりたいと、このように考えております。

○佐藤委員

役所は出先機関もありますし、なかなか施策が、方針が隅から隅まで行き渡るというようなことは大変かとは思いますが、ぜひこういうところでの節約というのはやっぱりうんと大事なことだというふうに思うんです。ぜひそういう意味では、教育をしっかりしながら、さらに毎年予算がこんなにとらなくてもいいような仕組みを皆さんで勉強していただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、では、86 ページにいきます。

消防費のところ、1 月に大代で火事がありました。今どき本当に風もない日に 3 軒も焼けてしまったという点では大惨事だというふうに言ってもいいと思うんですけれども、お一人の方が亡くなったということでは大惨事なんです、この消火の作業というか、いろいろ私も最初から終わりごろまでずっと何もできませんので、見守らせていただいていたんですけれども、そういう中で、いろいろな意見が地元の方から聞かれます。一番私もえっと思って見ていたのは、水の出が大変悪かったなというふうな気がしたんです。とにかく弱いんです、水が。

何でだべと思って調べてみたら、ちょっと私の独自の情報ですから、皆さん方違うなら違うと言ってもらって構わないんですが、ホースを防火水槽のところから 20 本、10 本、とにかく何本か継ぎ足して現場までホース、その間のあれで水力が弱まったんでないかというのが地元の人たちの声なんです、見ていた人たちのね。

そういうこともあって、防火水槽を身近にいろいろあれば便利なんですけれども、それはそれでお金もかかることだし、一番はやっぱり初期消火を努力してやって、何しろ火事出さないように努力することだよというお話はしてきたんですけれども、そういう状況

の中で、消防でこの間打ち合わせ、消防議員の中で打ち合わせも、消防長囲んで懇談会みたいなのがありまして、そのお話を消防長ともしたんですが、4年に1回ぐらい自治体とお話ししているんですけどもというようなお話でした。そういうことでは、多賀城市としてもこの事故をどのように考えておられるのかちょっとお聞きしたいなと思いますけれども、いかがですか。

○澁谷総務部長

かつてないくらいの今回は惨事だったと私らも思っております。それで、あのようになった原因というのは、やっぱり消防の方に入った通報がおくれたということで、現実的には消防署が到着したときは余りにも火の勢いが強すぎて、火災現場のすぐ近くに防火水槽はあったんですけども、そこに近寄れないくらいに燃えていたということで、近辺の消火栓の方からホースをつないでやったということでございました。それで、その水圧なりが弱かった、チョロチョロというのは、それは消防署の方で私らも確認しております。そういうことはありません。ホースはつないだとしてもその辺については何も、ポンプ車を中継しても、そこでまた圧加えますから、全然そういう問題はありません。ただ、火災の状況によって水の量を調整したりなんだりしているものですから、決してそういうことはありません。

私らもできるだけ消防水利というのは消火栓、防火水槽を、一番いいのは確かに防火水槽があれば一番いいんですけども、そうもなかなか場所的な部分もありますから、消火栓を半径何ぼ以内に設けるといようなことはありますから、そういうことで、あの辺については消防水利は十分間に合っているなどは思っておりますし、今後引き続き、やっぱりあと消火栓と防火水槽というのはまた役割が若干違うものですから、できるだけ地元の協力などをいただきながら、防火水槽ができるようなところには防火水槽というふうにも思っております。

あと、やっぱりああいう火災などをできるだけ起こさないようにということで、消防署並びに消防団が協力しながら啓発活動を今後もやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○佐藤委員

部長の話はわかっていました。それで、ですけども、地元民にはその防火水槽からホース10本つないで水を流すということが、どうも火事が延焼した原因ではないのかみたいなそういう感覚もあるし、あとは水が冬で雨も少なかったし、水少ないんだとさというようなお話も火事の最中に私の周りでしている人たちもいっぱいいたりして、そういううわさ話がああ時間帯、ああ当時は流れていたんですね。ですから、やっぱりきちんと市の責任ではないにしても、住民の人たちにどういわけでこんな惨事になったのかというあたりは、どこか何かのツールをかりて説明しておく方がいいのではないかなというふうにちょっと思ったんです。それね、地元の感情はそういうことです。

それともう一つ、きのうちょっと消防団長とも、副団長ともお話ししたんですが、あの火事の話をしなが、随分サイレンが地元の人たちが案外知らなかったんです。テレビで放映されるまで知らなかったという人たちがいっぱいいて、何かよくサイレンが聞きわたらなかったということも含めて、消防車が分団のところ、消防車が随分サイレン鳴らしていたのは、あれは何だったのと聞いたら、団員が集まってくるのに鳴らしてないと、4人集まらないと作業できないから、なかなか出発できなかったんだというようなお話でした。

本当に未明の事件ですから、4人集まってくるのに少し時間がかかったという点では、この間のあの消防団員の集め方ですよね、みずから200名という制限をしたんですが、そ



う中で、ふえればふえたでまた広げていくということなんですけれども、そういう中で団員の確保ということも本当に大事なことだなというふうに改めて痛感したんですけれども、そういう点では、改めていかがですか。

○澁谷総務部長

さっきの消防団の人が消防ポンプ車を動かすときに大体4人から5人ぐらいが必要になってくるわけなんです。だから、消防団と常備消防そのものの違いというのは、常備消防の場合は常にそこにいるわけですよね。だから、通報が入ったらばすぐ出かけられる。消防団の場合については、消防署の方から管轄分団の方に、分団長に連絡がいて、それをもとに皆さんを招集するために電話もしくは広報装置で鳴らしたりというような形になっています。だから、そういうことで、若干おくれた部分、確かに消防団の方はそういう部分での集めるという部分は、おくれた部分はひよっとするとあるかもわかりません。

それと、団員の関係につきましては、あそこにつきましては分団長たちが一生懸命やって団員獲得に努めておりますし、私らも一生懸命その辺協力しながらやっております。ですから、今後とも引き続き団員確保に努めていきたいなと思っております。

○佐藤委員

この事故を二度と繰り返さないためには、初期消防もうんと大事だというふうなことが改めて思われました。あの団地の中、道路結構広い感じするんですけれども、大きな消防車入るともう行き違えないんですね。あそこにつながって2台も3台も入れるという状況でないで、本当に一つ事故が起きると大惨事につながるなという点では、私たちにとって大変な教訓となりました。ぜひ地元の消防団の人たちとも、さらに連携を組み合わせながら防火意識啓発に頑張っていかなければだめだなというふうに思ったんです。本当に大きな努力を傾けていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○金野委員長

ここで10分間の休憩をいたします。再開は11時10分。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 開議

○金野委員長

再開いたします。

○根本委員

このたびの補正予算は、教育関係の予算が主でございまして、特に安全・安心な学校づくり交付金を利用しての山王小学校、あるいは第二中学校の体育館の大規模改修、そしてまた、安全管理対策事業を行っております。市長がこれまで学校耐震事業を強力にここ数年進めてまいりました。今回も補正予算の中でそれを計上して、なおかつ地域活性化・公共投資臨時基金を活用して、後年度負担も抑制しているということで、財政運営についても評価をしたいと、こう思います。それで、この補正予算で学校関係の耐震関係、これは何%に達するのかお伺いします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

まず、学校の耐震事業としては、3月末をもちまして100%を達成いたします。

○根本委員

そうすると、多賀城市の公共施設全体として耐震改修が残っているところ、あるいは今後手をつけなければいけないというところ、こういうところはどいう部分で残っているか。

○阿部管財課長

公共施設としては庁舎の東庁舎と、あと図書館がまだ残っております。あとは郷土芸能道場、以上の施設となります。

○根本委員

その残っている施設の今後の整備計画、これはもう決まっていますか。

○阿部管財課長

郷土芸能道場については、平成23年度に実施する予定です。東庁舎につきましては、平成27年度末までに完了する予定で考えております。図書館につきましては、構造耐震指数が0.6を上回っている状況ですので、大規模改修等とあわせたものとして考えております。年度についてはちょっと資料の方再度確認させていただきたいと思います。

○根本委員

東庁舎は平成27年度末の予定で完成させたいと、こういうことですね。はい、了解しました。

それからもう1点、57ページなのですが、国民健康保険繰出金1億1,000万円ほど計上されております。これは基金も底をついて、そして一般財源で繰り入れて財政運営をしようとして、こういうことで過去に議論になった経緯がございまして、その主な財源不足の要因として三つ挙げられましたね。一つは医療費の伸び、それからもう一つは収納率の低下、そして後期高齢者の影響と、こうなります。後期高齢者の影響は市ではどうしようもないということもございまして、収納率を上げるということは市の努力でできる。医療費の伸びをどう抑制するかということが一つの大きな課題になると、こういうふうな思うんですけども、その医療費の伸びを抑制するその考え方、今後どのようにしていきたいかということをお伺いしたいと思います。

○紺野健康課長

お答えいたします。

先ほどの健康診査の関係でも若干お話し申し上げましたけれども、基本的には医療費と、それからそれを抑制するというのは表裏で、予防事業の方がその裏に当たるんだろうというふうに思っております。したがって、医療費給付の抑制ということになれば、予防事業をいかに多くの方に受けていただいて早期発見、早期治療に結びつけていくかということが大事なんだろうというふうに思っております。

○根本委員

全く同感でございます。疾病予防が一番大事な施策になると、こう思います。68ページに、先ほど佐藤委員の方からも質疑がございました。残念ながら市が予定された人数に満たなかったと、こういうことで減額補正をしているわけでございますが、このところどのようきちんと皆さんが受けていただけるような施策を講じるか、あるいは周知徹底をす

るか、そういうことが非常に大事になってくると思うんです。ただ単に健康診査をやればいいということじゃなくて、片方にはこういう一般財源まで投入をして国保財政を守らなければいけないという、そういう大事な大事な問題があるわけでございます。そのために、市民の皆さんにも半分を御負担するということもございまして、そのためにどうしたらこの医療費の抑制ができるのかということを私は真剣にやっぱりとらえてやっていかなくちゃいけないと、こう思うんです。

特に、専決処分でもありましたけれども、子宮頸がんのワクチンとか、ヒブワクチンとかもこれからやります。そういった一つ一つのこと、あるいは子宮頸がんの検診も減っております。こういうことをやはり対象者の方々が一人生でも多く受診をしていただいて、早期発見、早期治療をすることによって医療費の伸びを抑えることができるんだという、そういうことも踏まえてきちっと対応策を私は検討して徹底をするべきだと、このように思うんですけれども、新年度予算も今度は始まりますけれども、まず補正予算の今の時点で、課長はどのように新年度に向けてこの受診率向上のためにやっていくのかという、そういう方向性、あるいは決意、あるいはこういったことをやりたいというようなことがあればお伺いしたいと思います。

#### ○紺野健康課長

ただいま根本委員おっしゃられたとおりでございまして、これも先ほどお話し申し上げましたけれども、申込みはしたけれども、受診票も手元に届いたんだけれども、実際受けなかったという方もそれなりの割合でいらっしゃると思いますので、そういった方をまず来ていただくというようなことで、何度も繰り返しお知らせするといいますか、来ていただくような働きかけをしたい、それを徹底したいというのがございます。

それから、これはあくまでも私どもの方でちょっと腹案といいますか、漠然と考えていることとございまして、すぐやるとかやらないとかという話とございませませんが、例えばこれも先ほどお話ししました。心電図、眼底、こういったものをメタボリック健診にかかわってからは該当する人しか受けられなくなっておりますので、こういったものを何らかの形で手当できないかなと。一部の区長なんかからは、実費負担をしても受けたいんだがというようなお話しもきておまして、その辺も平成 23 年度にすぐというわけにはいきませんが、ほかにも声があるのかどうか、そういったことをちょっと調べていきたいかなというふうに思ったりしております。以上です。

#### ○根本委員

今の課長さんおっしゃったことも非常に大事な一つでございまして、やはりそのために受診率が低下しているということが現実的にあるのであれば、それをカバーするために、じゃあ、どういうふうにやればいいのかということを含めて、あるいは市民の皆さんに周知徹底を今までどおりやったんではだめだと、じゃあ、どのような周知徹底方法がいいのかとか、そういうこともよく検討して、区長ともそういうこともしっかりと区長会のときにお話をして、地元の皆さんの御協力もいただきながら受診率向上へ向けてしっかりと検討していただきたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

#### ○昌浦委員

私は資料 2 の 68 ページ、何度か各委員から質問されております。環境マネジメントシステム運用事業費のことでちょっとお聞きしたいことがあります。答弁を聞いていましての確認なんですけれども、まずもって ISO を運用し始めたのは平成 14 年度からということで承知しておるんですが、お答えいただきたいんですけれども、その後、運用、まず年度をお答えください。

それから、2点目なんですけど、ISOからの市独自の現在のような環境マネジメントシステムの方に移行して運用したのは平成何年度からか、その2点を御回答いただきたいと思ます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、ISOの認証取得したのが平成14年2月27日でございます。平成14年の2月から終了年度が平成20年の2月26日ということになります。その翌日の平成20年2月27日以後、現在に至って環境マネジメントシステムという形で運用をいたしております。以上です。

○昌浦委員

詳細にありがとうございます。いわば7年弱ですか。ISOを運用しておいて、その後、今の独自の環境マネジメントシステムに移行したと、で現在に至るということなんですけど、さて、ここで内部環境監査員養成研修、これ監査員というのは毎年養成し続けるものなんですか。ある一定の人数が監査員となれば、そこで研修は終わりになるのかと。

また、疑問に思ったんですけども、フォローアップ研修というのが毎年予算に計上されておるんですけども、フォローアップ研修というのも毎年必要なものなのか。そして、今回この金額73万5,000円ほど、この二つに関して減額されたんですけども、ある委員には、平成23年からは事業の見直しをしたそれによるものだみたいに私は受け取ったんですけども、それでよろしいのかどうかということ、ちょっと具体的に教えていただきたいんですが。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、内部環境監査員の研修についての質問でありますけど、この内部環境監査員は、本庁に勤務します課長職以上が監査員となっております。なお、部長職は除いております。それから、この研修は施設環境推進員ということで、出先機関の施設長もこの研修を受講をいたしております。

それから、2点目のこの研修はどのような必要性があるのかと、フォローアップ研修も必要なのかというような御質問でございますけれども、これはただいま申し上げましたとおり、管理職、人事異動によりまして退職し、そしてまた、新たに課長職となり、内部環境監査員となる方もいらっしゃるということから、新規での研修とあわせてフォローアップ研修については、やはり各種環境が規制される法律等々が変化したり、状況が変化したりいたしますことから、毎年マネジメントシステムの中で、マニュアルの中で、年1回最低は研修を行うということで定めております。以上でよろしいでしょうか。

○昌浦委員

わかりました。実は私が一応ISO14001を市が取得して、そしてやっぱり環境にいろいろと多賀城市が率先して環境対策に取り組んだらどうだということで、一般質問等で取り組ませていただいて、平成14年2月27日、東北でもかなり早い、宮城県でも早い時期に本市はISOを取得したわけです。ですけども、平成20年当初ですと1,887万1,000円、少ない金額でもないと思うんです。しかし、この金額をかけても余りあるほどの成果というのは当然上げていなければ、予算を箇所づけする意味がないと思うんですが、その辺、何かこういう成果が上がったというふうな、そういうものなどあればちょっと教えていただきたいんですが、どうなんでしょう。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

この ISO、それから今運用、方式をかえましてマネジメントシステム、いわゆる EMS ですが、ISO を認証したのが、ただいま申し上げましたとおり平成 14 年というようなことでありますことから、平成 13 年を基準としてちょっと昨年度、平成 21 年度の数値、これ削減率のベースで申し上げますと、個々にいろいろ項目がございまして、その一例を挙げますと、電気につきましては 25.2%、この 10 年間削減率約 4 分の 1 相当削減をいたしておりますし、それから、庁内で使用するコピー用紙、これまた裏面を利用するなんかをしまして、これにつきましてはこの 10 年間で 58.5%と、約 6 割相当減少しているという大きな成果を得ております。そういったことで、これからも、先ほど佐藤委員からもお話しありましたけれども、しっかりと運用していきたいというふうな思いであります。以上です。

○昌浦委員

1,887 万 1,000 円、当初ベースで見込んだこの金額以上の年々とか、それはその年度ごとによってでこぼこはあると思うんですけども、着実にこの事業によって庁舎内の環境負荷とか軽減していき、いわば総体的に地球の環境がよくなる方向に取り組んでいるというふうには私は理解するんですけども、当局としましては、今後もこれは継続していきかつ、ちょっとごめんなさい、この比較をちょっと平成 23 年度予算の金額は今申しわけないんですけども、私比較してないんですけども、徐々には、この予算も減らす方向で改善を進めていくというふうにご考慮いただけるのかどうかだけ御回答いただきたいと思います。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、ただいまの昌浦委員の御質問であります。この環境対策費 6 目で計上しております 1,887 万 1,000 円と申しますのは、環境対策費全体の予算でございまして、この環境マネジメントシステム運用事業費はこの 73 万 5,000 円についての研修費に係る事項のみでございまして。

これからの運用についての見通しというふうな御質問であります。繰り返しになりますけれども、やはり庁内でこれだけ削減した実績を踏まえまして、今まさに、特に地域環境はもとより、地球環境の問題が大きく問題視されておりますし、そしてまた、市民の皆さんも大きく関心の多いところでございますから、市役所が率先してこのシステムを充実を強化して、そして今はまだまだそこまでは至っておりませんものの、市民の方々やあるいは事業所の方々に、市役所でもこういう取り組みをしておりますので、どうぞ各、事業所でも大きい事業所ですと、環境 ISO を取得しておる事業所もありますけれども、やはり身近なところからしっかりとそういう取り組みをするということで、これからも継続して対応してまいりたいと、このように思っております。

○昌浦委員

質問の締め、まさに今課長が最後の方でお答えしたことを予定しておったんですけども、前もって御回答されちゃったんですけども、今ちょっとした事業所は ISO14001 か 9001 とか、ほとんどもう取得しているところが多いんですけども、やはり市が独自に経験した経験則というのはあるわけですよ。これを例えば可能かどうかわかりませんが、いろいろな小規模な事業所とか、そういうところにこういうやり方がありますよみたいなことも、やはり平成 14 年から本年度含めて 9 年間ほど取り組んだという、そのノウハウをやはり伝達講習といった方がいいんじゃないでしょうか、そういう取り組みをしないことには、本市役所だけの取り組みで終わってしまう嫌いがあるので、せつかくこのように箇所づけした予算をつけていらっしゃるんですから、その辺も十分今後は意を呈していただきたいと思うところでございます。これ要望です、よろしくどうぞ。

○佐藤委員

済みません、80ページなんですけど、4款1項危険ブロック塀除却事業費、34の危険ブロックの対象のうち7件の工事だけだったということでは、進み方としては1年何件までという制限とか、そういうのはあるんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

制限はしておりません。あくまで34件を対象にして応募があった部分について対応しているということですので、制限はありません。

○佐藤委員

大きな地震がくると言われている中で、こういう危険ブロックの補助を決めているわけだと思うんですが、これは遅いのか早いのか、役所としてはどういうふうにとらえているんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

ブロックの補助の対象が、ランクで言うとAからEまであって、一番危険な分野からE、若干いいのはDとかCということで、改修が必要だという部分でCからEの34件ということにしておりますが、平成25年度までに即改修が必要だというDとEについては、すべてを改修したいなというのを目標にしております。ですから、今回平成22年度ということで、あと3年のうちには何とかD、Eを改修を終わらせたいなということで、所有者の方には直接訪問してお願いしているという状況でございます。

○佐藤委員

訪問してお願いをしている中で、可能性としては全部できそうなんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

そのようにこれからもお願いしていきたいというふうに思っていますが、何せ御本人の判断でございますので、なかなか必ずできるというふうにはこちらの方からお約束できないんですが、とにかくお願いするというところでございます。

○佐藤委員

ブロック塀を撤去した場合に、かわりに担当課では生け垣助成を進めながら、生け垣で目隠しをしていくということをお勧めしているんだというふうに思いますが、そういうところでのマッチ、当事者との関係でその人がどんなことをやりたいかというようなところでは話し合いはどうなっているんですかね。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

危険ブロックの除却事業という一方で、従来から生け垣補助ということで、多賀城市が市全体を緑化推進していこうということで、生け垣助成というのをやっております。その一つとして、今回の危険ブロック除却に際して、もし危険ブロックを撤去した後に生け垣つくっていただければ、それにも助成しましょうということをやっておりますので、佐藤委員さんがおっしゃる多分フェンスとか、ほかのやり方でもいいんじゃないかという話かと思いますが、あくまでも生け垣助成に関しては助成しますけれども、ブロックの除却費用と生け垣をつくる際の補助をするということで、今進めていると。緑化事業の一環ということで、その形でやってございます。

○佐藤委員

その部分は言うか言わないか迷ってたんです。言わないことに決めたんですが、言っていたいただきましたので、そういうことでは、やっぱり私前回一般質問させていただいたときにも、ずっと笠神とか大代見ただけなんですけど、やっぱり危険なところはありますので、ぜひそういう努力を強めていただいて、できればブロック塀を取っ払ったときに、さて何をするかというところではいろいろ悩むところではあるかと思うんです。生け垣を助成する、あるいはいろいろな選択肢があってもいいのかなというふうに思いますので、その辺の検討をよろしく願いをいたします。終わります。

○竹谷委員

3点に絞れということですから。一つは、2の90ページ、92ページ、94ページにかかわる各種体育館、屋内運動場等の整備事業が補正予算で計上、まさしくいろいろな国の施策を活用しながら、これらをやるということについては敬意を表したいと思います。ところで、山王小学校、第二中学校、大代公民館においても大規模改修という名目であれば、例えば言うならば城南小学校の体育館の改修と同規模ぐらいに認識しておいてもよろしいのかどうか、その辺の認識の度合い。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

そうしますと、多賀城小学校も含めいろいろな体育館については、災害時の避難場所ということでシャワー室を設けておりますけれども、これも同じような考えで3施設とも考えておられるのかどうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

小学校、中学校の体育館はシャワー室を設置する予定ですが、大代地区公民館につきましては、現状のとおりで床、その他を工事するというので、シャワー室は考えておりません。

○竹谷委員

大代公民館もあれですね、内装、内壁の改修もやられるんじゃないかというふうに思っているんですが、その辺はいかがですか。

○永沢生涯学習課長

そのとおりでございます。床と壁が主な工事になります。

○竹谷委員

このときに、城南小学校のときに提案させていただきましたが、いわば間伐材といいますか、材木を使用したと。大変現場を見ましたら、落ち着いた雰囲気になっておりました。やはりああいう工事はあそこだけにとどまらず、少なくとも今回のやられる、行おうとしている施設についても、そういうものを取り入れてやっていく方法が正しいんじゃないかというふうに思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

その方向で検討させていただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

では、城南小学校と同じような感じになるよということで認識しておいてもよろしいということに確認させていただきたいと思います。

78 ページ、逆に戻っていきます。ここに新田南錦町線の土地購入で 2,100 万円減額になっているんですが、地権者との関係があるのかもわかりませんが、これはもう一度その理由をお知らせください。

○鈴木道路公園課長

新田南錦町線につきましては、地権者との交渉によって、当初からこれ単独費につきましては、道路の残地分の購入というふうな御説明をさせていただいたところでございます。残地関係についての購入の規模について、あった場合についてはおこたえをしているということなんですが、残地買わなくてもいいですよという方もいらっしゃるものですから、そういったことでの地権者が決定をしたために 2,100 万円今回減額させていただくということでございます。

○竹谷委員

この事業は大分長年にわたる地元の方々の懸案事項だというふうに承知しております。少なくともこれだけのお金が、いわば減額補正を組むならば、一日も早くあの道路の完成を待ち望んでいる地元の方たちの意向を参酌するならば、このお金を延長する土地購入の方に使用しながら事業の促進を図るという政策にはならないのでしょうか。

○鈴木道路公園課長

これは、予算時にも御説明をさせていただいておりますが、基本的に補助事業で少ない財源を有効に使わせていただくということで、本線上につきましては、補助で買わせていただく。あと単独については補助が使えないということで、単独で道路残地関係を使わせていただくという方針で進めさせていただいているところでございます。

○竹谷委員

補助金をせっかく使ってやろうということですから、この予算づけしたときに、相当皆さん期待をしていると思うんですよ。私はこれ例えば 10 万円とか 20 万円の金額であれば何も言いません。積算しますと、大体約 800 平米ぐらい延長できるんじゃないかという私の積算です。であれば、2 メートルでも 3 メートルでも延伸できるんじゃないのかというふうに、私の思いなんですけれども、そういうことをしてでもやはり事業を促進していくことが、市としては地元の皆さん方に姿勢を示す意味では大変重要なんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木道路公園課長

確かに原課からすれば、少しでも早く買収をして地権者の皆さんに協力をいただきたいという気持ちもございますけれども、やはりその少ない財源を有効に使わせていただくということでは、先ほどもお話をさせていただきましたように、単独についてはその財源の確保というふうな部分では非常に難しいものですから、今後につきましても、あと単独については道路残地の部分だけ買収を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○竹谷委員



そうすると、これからも道路行政はそういうふうな観点で基本的に進めていくというお考えでしょうか。これは部長かな。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

この新田南錦町線につきましては、今道路公園課長が説明したとおり補助事業で進めております。この補助事業につきましては、当初予算で予定していた事業量に対して国の内示がかなり少なくなって内示あったわけです。それで、6月補正で減額をお願いしたわけですが、やはり今年度施工する道路の長さというのは、補助事業の予算のつき方で決まってしまう。

ですから、それに合わせた形で用地交渉を進めてきたわけなんですけれども、今年度の補助事業に見合う分の用地交渉、あるいは補償とかについてはほぼまとまったと。それに付随する、要するに道路残地といいますのは、こういう土地があって、ここから半分、この上が道路になるけれども、下半分は道路にならないから、使い道がないから市の方で買ってくださいよということであれば、市の方でこれは単独で買うわけなんです。

ですから、単独の事業費というのは、一つは補助事業で道路延長がどこまで伸びるかというお話と、あと地権者がこの下の部分について市で買ってください、あるいは使い道自分で考えますから買わなくてもいいですよという、その判断によって変わってくるわけです。そういう用地交渉の中でここまできて、今年度の事業が確定して、単独分についてはこの減額補正をお願いしている金額が今年度は執行できないということをお願いしているものです。

○竹谷委員

そうすると、市の基本的な姿勢については、補助事業でやるのは本予算、補助事業のものを本道をやると。残地はあくまでも単独で措置していくんだと。これは今までの基本方針と変わりはないんだという認識でいいんですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

そのとおりです。

○竹谷委員

わかりました。

次、72ページのものづくりのあれでいろいろと質問ありました。これは国の事業でもあって、いわば雇用対策事業として箇所づけしたものだと思います。いろいろ説明聞いておったんですが、私はこの3の17ページの23番との兼ね合いがある事業ではないかというふうに見ているんですが、そのような見方でよろしいでしょうか。

○佐藤商工観光課長

今委員御指摘のとおり、関連がございまして、平成22年度につきましては、ものづくり産業振興事業業務ということで実施をしておりますが、これは同じく重点分野雇用創出事業の中の位置づけでございまして、この重点分野雇用創出事業といいますのは、市町村ごとに特に重点分野を設けまして、その部分での雇用を創出していきましようという事業でございまして。平成22年度につきましては、多賀城市の基幹産業は製造業だとして、製造業に元気を出してもらいたい、製造業において雇用も確保しながら製造業自体の支援もしていきたいということで、平成18年度予算を計上させていただきました。

ことし事業を実施した中で、それ以外の業界からも、いや、実は製造業以外だけれども、そういう制度があったら乗りたいというような会社等もございまして、いろいろ国の方に打診をしたところ、範囲を広げて、例えば市内の中小企業を元気をつけていこうといったようなことでやっていくということでもいいというようなお話を受けたものですから、平成 23 年度においては製造業にこだわらず市内の中小企業を応援していこうと。と同時に、その雇用も確保していこうということで、実施をしたいということでございます。

○竹谷委員

23 番と 24 番と一緒に考えていくんだという意味合いですか。24 番は小企業の問題ですよ。協同化の問題。これは協同化じゃないと、あくまでも雇用の問題の 23 番の雇用問題だけにこれは特化するんだと。下の協同関係については、別部門でやるんだという意味合いでよろしいんですか。

○佐藤商工観光課長

23 番は先ほど申し上げた事業内容でございますが、24 番は市内の建設業が、特に個人で事業を実施しておられる方が非常に多くて、なかなかこの景気低迷の中で仕事がないというふうなことがある中で、そういう方々の組織化といいますか、事業を一緒にやることによって営業力をつけて、例えばこれまで一人ではできなかった仕事を、いろいろな職種の方が集まることによって総合的な建設も例えば扱えるというようなことまでできるような、そういう意味で事業を協同化することによって小規模事業者の営業力を高めようという事業でございます。

○竹谷委員

じゃあ、わかりました。この雇用創出は新卒者対象なのか。少しでも雇用範囲がもっと拡大していくのか。その辺についてはどういう内容でしょうか。

○佐藤商工観光課長

23 番の地域産業振興事業推進業務につきましては、基本的には高校、大学、専門学校等の新卒者でことしの春就職できなかった方を対象としております。未就職者を対象としている事業でございます。

○竹谷委員

新聞等で今見ていると、雇用の氷河期を迎えているということで、新卒者扱いを 3 年まで繰り延べをしてそれも新卒者扱いで採用しようという風潮になってきておりますよね、世間的には、ここではそのことを対象にできないんですか。そこをお聞きしたいんですけれども。

○佐藤商工観光課長

今、御指摘のあった点については同様に取り扱いたいと思っております、実際に平成 22 年度、ことしのものづくり産業振興事業は、3 年ではなかったんですが、去年の春の卒業者とその前の年の卒業者も含めて、一応新卒者扱いとして事業を実施している経緯がございまして、新年度におきましては、その国の方針に従って 3 年というような形でやりたいなと思っております。

○竹谷委員

特に、その辺は明確にして、新卒者、新卒者という、今の先ほど答弁にあったように、今年度の新卒者の就職できない方対象に理解しがちですから、ここは平成 22 年、21 年卒業者も対象になりますよということを、私は明確にしながらできるだけ市民に聞こえるように私はやるべきだろうというふうに思っているんです。そうでないと、大学卒業したけれども 2 年間就職ないという人もおられますので、そういう方たちを拾って上げるということも大事じゃないかというふうに思いますので、特にその辺を意を用いてやっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤商工観光課長

今、委員がおっしゃられましたように、この事業について市民に十分周知を図った上で、ことしの春の卒業だけではなくて、過去 2 年前までの卒業者も含めて十分に周知を図って雇用に努めてまいりたいと考えております。

○竹谷委員

ひとつお願いします。ハローワークだけに頼らないで、市もやはり政策の一環として進めていくということが大事じゃないかと思います。そのための予算だと思いますので、予算をとりました私たちはハローワークに全部丸投げですというやり方はやめていただきたい。市も主体的にその活動を、いわば運動を進めていただきたい。そして、昨年度 12 人やったけれども、6 人しかないということの実績があるんですけれども、少なくともそうなった要因は何なのかも分析しながら、そういうことを排除してできるだけ 10 人でも 20 人でも多くそういう方々を就職していただけるような活動に結びつけていただきたいというふうに思いますので、ひとつ事務方の方よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。そういうふうにお願ひしたいんですが。

○佐藤商工観光課長

今年度の実績もよく分析しながら、来年度目標を達成するように努力してまいりたいと考えております。

○竹谷委員

もう一つ、いいですか。2 の 6 ページの繰越明許費、ここの一番下、清水沢多賀城線建設事業負担金 4,100 万円繰り越しをされていますね。説明では、地権者との合意がなっていないという説明でしたけれども、たしか町前のところですよ。町前の海老鉄工所のあの周辺じゃないかというふうに思っているんですけれども、ちょっと当初予算で聞いたと思うんですけど、頭に入っていないのでもう 1 回お聞きしたいんですが、この総事業費が幾らで、市の負担金はどのくらいなんですか。これは県事業だと思いますけれども。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず、総事業費ということで、現時点では宮城県の方では 9 億 2,760 万円という事業費で総事業費を考えてございます。負担金はその 1 割で 10 分の 1 でございますので、多賀城市の負担金は 9,276 万円でございます。

○竹谷委員

これは起債対象事業になるんですか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

はい、なります。

○金野委員長

なるそうです。竹谷委員。

○竹谷委員

起債は何%対応になるのでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

起債充当率なんですが、これは地方道路等整備事業債という地方債を充当することができますので、95%になります。

○竹谷委員

これは基準財政需要額に算入される起債なんですか、それとも、そういうものにはカウントされないという起債なんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

後の元利償還金については、基準財政需要額には算入されないものとなっております。

○竹谷委員

算入されないと、独自に支払いしていこうというものです。はい、わかりました。

○深谷委員

資料3のこの24番の部分です。それから23の部分であったんですが、先ほどの課長の答弁の中で、今そういった企業から工場関係からさまざまなお話ということで、ちょっと僕が聞いていたお話としてはちょっと真逆の話だったので、その部分を含めて、このまず24番の先ほどの課長さんがおっしゃった企業同士、これきのうも、金曜日か、お話しただいた中でおっしゃっていましたが、一人でやっているといろいろな諸方が集まればできるといようなお話であったときに、例えばそれを具体的にどういうふうな方法で考えておられるのか、またそれを求めている企業がどういうことを求めているのか。そういった場合に、例えばいろいろな諸方が集まって、これ管財に関係するんですが、市役所の入札があった場合に、例えばいろいろな諸方が混ざって入札できるような、そういった横のつながりを持っているのか、その辺を具体的にお答えをお願いします。

○佐藤商工観光課長

小規模事業者事業協同化推進業務につきましては、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、建設業に従事する個人事業者を対象として、事業の協同化もしくは組織化を図りたいということで来年度事業を実施するものでございます。具体的には今多賀城市の建設職組合の方々とはちょっとお話し合いをしておるんですが、個人事業者、建設職組合の中には、例えば大工さんといえば、屋根屋さんといえば、ペンキ屋さんもいる、ガラス屋さんもいると。いろいろな業種の方が、建設業に携わる方がいらっしゃるんですね。それらの方々が個人かもしくは会社組織になっているところもありますけれども、大きくない事業形態でやっておられて、そういう中でそれぞれなかなか仕事が最近ないという中で、ある意味でそれらの方々が協同して事業を実施することによって、設計士の方からあらゆる職種の方が集まって事業をすることによって、ある程度の規模の大きな事業を実施することも可

能になってくるだろうというようなことで、事業の組織化をしてみてもどうでしょうかというようなお話をしております。

その中で、実際にもいろいろなところを視察に行ったりして動いておられるんですが、その中でちょっと今検討されているのが、一つは協業組合という組織、もう一つは事業協同組合という組織、この二つが一応候補に上がっているようです。協業組合は、基本的には自分で営業している者、もしくは会社を一旦やめて一緒になって一つの会社となるような形をとるのが協業組合。事業協同組合の方は、個人としての事業を継続したまま協同で一緒に事業をやっていくというパターンなんですね。そのどちらがいいのか、いろいろなところの事例を参考にしながら、それを探っていきたいというふうに考えて、来年度以降進めていこうというふうに考えているところでございます。

#### ○阿部管財課長

入札等の取り扱いについてお答えいたします。

今、商工観光課長から話のあった協業組合等であれば、入札参加資格登録をしていただければ参加することは可能なんですが、正式な登録というのは2年に1回、実は平成23年、24年度の受付についてはもう既に終了しています。臨時としては毎年1回、次回は平成24年1月ころになるんですが、その時点で組合等が設立されていれば申請は可能かと思われます。

#### ○深谷委員

世の中にお仕事がなく公共事業を求めて、公共事業をたたき合いになっていてというような世の中にある中で、役所の今入札、平成23年、24年については締めてしまったという中で、その仕事をどういうふうに回していくのかという部分も、御本人たちにやっぱり考えていただくのも必要だとは思いますが、ここで600万円という予算を使うわけですので、行政の立場としてもやはりちゃんとやっていかなければいけないのかなというふうに思いますので、その辺の指導も徹底してよりよい予算の使い方になっていただきたいなというふうに思います。

それから、1点だけ。このほかの、僕いろいろな事業も、例えば多賀城駅前自転車駐車場管理業務、こちらとかは多分シルバーさんの方に派遣していたりするのかなというふうに思うんですが、その上の、先ほど新卒者、新卒者というお話もあるんですが、ハローワークさんの方に行きますと、こういったお話が聞かれているんですね。55歳で定年になりましたと。年金を満額支給されるのは65歳からだ。その間10年間就職活動をしななければいけない。55歳で就職活動をする方々がもし仮に仕事が見つからなくて、失業保険が切れましたというふうになったときには、今どこに向かっているのかということのやっぱり網の部分で言えば、生活保護というところがいたし方ないのかなという部分であります。

ですので、新卒の方も守っていくのはもちろんですが、やはりそういう55歳で定年をやむなく迎えてしまったという方々のやはり網というのも十分に考えて考慮していかなければいけないのかなというふうに思いますので、ぜひ新卒者とあわせてやはり55歳、60歳の方々の網というのも十分に設定していったらあげなさいいけないことかなというふうに思いますが、これはだれに聞いていいのかよくわからないんですが。

#### ○佐藤商工観光課長

高齢者の中老年者の雇用の確保という意味においては、今私どもで中老年者向けの就職セミナーを年に1回実施しておるんですが、なかなかおっしゃられるようになり厳しい状況の中で、今やっているそのセミナーの中では、ハローワークと、先ほど若者向けでもお

話ししましたように、同じようにハローワークとポリテクセンターからおいでいただいて、いろいろハローワークを通じて仕事の探し方であるとか、登録の仕方、あともしくはポリテクセンターなどにおいては新たな技術を身につけて次の就職に結びつけるやり方であるとか、そういうものをいろいろ御説明いただいた中で、仕事の確保ということに結びつけるよう今努力はしているところでございます。

○深谷委員

そこで、やはり例えばシルバー人材センターでお仕事をしている内容と、例えばそういった方々の雇用で分けられる部分、上手にできる部分があればぜひやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○金野委員長

答弁はよろしいですね。竹谷委員。

○竹谷委員

さっきの県事業、清水沢多賀城線の関係ですけれども、先ほど起債で95%ありますと。今おかしいなと思ってずっと見ていたんですが、今度の補正で2,000万円補正を組んでいますよね。逆に地方債で1,900万円減額しておりますよね。そして、繰入金で3,950万円を入れていますよね、財源内訳。これとの関係はどうなんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

今回の清水沢多賀城線建設事業負担金については、増額確かにしております。この部分に関しましては、公共投資臨時基金、こちらの方を取り崩して充当するというふうにしております。と申しますのは、先ほども申し上げましたが、95%の地方道路等整備事業債、こちらの方を充当しますと、後年度の元利償還金について交付税措置がないものですから、ただ単に将来負担がふえていくということになりますので、その将来負担を抑制するために、今回公共投資臨時基金の方を充当させていただくということで提案の方をさせていただいております。

○竹谷委員

何でそれ説明しないんですか。いや、私おかしいな、おかしいなと。だから、その説明さっき何でしないのかなと思って。いや、答弁したらそれでいいんですというのならそれで結構だけれども、何で最初にそういうのをきちっとわかるような答弁しないのかな。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

ちょっと説明の仕方が余りうまくなかったかと思っておりますけれども、これ当初、資料3の15ページの方をごらんいただきたいんですけれども、こちらの表の11番のところの方に、今回公共投資臨時基金の方を充当させていただく事業ということで上げさせていただいております。こちらの11番の県事業負担金（清水沢多賀城線建設事業負担金）こちらの方に掲げておりましたので、あとこれは歳入歳出両方で説明の方をさせていただいております。

○竹谷委員

わかりました。いや、少なくともそういう 1,920 万円を後年度負担が問題があるので、こっちの資金を使ってこんなはやって、こういう少なくとも 79 ページのときの財源打ち合わせについては丁寧に説明するのが当然の私はお話じゃないかなというふうに感じました。当局で、いや、そういうことはないんだというのであればそれで結構ですが、そういう感じ方を受けないような説明を今後はしていただきたいということをお願いしておきます。

○板橋委員

2 の 48 ページの市税徴収に要する経費の償還金利子及び割引料、過誤納還付金 2,252 万円なんですが、2 月 2 日の説明会のときの数字を見ると 2,667 万円になっているんだけど、これの差額の 415 万円近くはどこから予算措置をされるのか、ちょっと私説明のとき聞き忘れたんだか、その辺ちょっと確認したいんですが。

○鈴木税務課長

御説明申し上げましたが、今回この歳出予算で組んでおりますのは、過去の過誤納還付金の元金分と、それから現年度分も含めました還付加算金の金額になります。現年分、ことしの分の税収が減る分については、歳入の予算から減ることになります。その金額が特別史跡の関係では 248 万 700 円と、それから協同組合の方については 1 万 8,800 円が歳入の方で減額になるということでございます。

○板橋委員

そうすると、歳入の分に関してはここに、今回の資料には入っていないですね。決算でやるわけですよね。

○鈴木税務課長

歳入の説明の中では、固定資産税の方お話しはしなかったんですけども、歳出の方でさせていただきましてけれども、今回の歳入で固定資産税は増額になりますけれども、その中の一部にはこの分の減額が入っているということで、大きな増の理由としては前段御説明したとおり、家屋の見込みが見込み切れなかったという理由でございます。

○金野委員長

よろしいですか。

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 10 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここでお昼の休憩をいたします。再開は午後 1 時から、よろしくお願ひします。

午後 0 時 12 分 休憩

---

午後 0 時 58 分 開議

○金野委員長

それでは、全員おそろいですので、再開いたします。

- 議案第 11 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○金野委員長

次に、議案第 11 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。課長。

○大森国保年金課長

それでは、資料 2 の 119 ページをお願いいたします。119 ページです。

歳出の方から御説明申し上げます。

初めに、2 款保険給付費の総括について御説明申し上げますけれども、左上、補正前の額 36 億 1,537 万 5,000 円に、今回補正額総額で 2 億 3,193 万 3,000 円でございます。補正後の合計で 38 億 4,730 万 8,000 円ですけれども、当初予算比で 6.42%の伸びを見てございます。

それから、こちらに記載はございませんけれども、平成 21 年度の決算が 36 億 8,628 万 4,000 円ございました。平成 21 年度の決算と比較しますと、今回の合計のところの伸びとして 4.37%の伸びとなっております。

それでは、1 目一般被保険者療養給付費で 1 億 1,108 万 3,000 円の増額補正でございます。これは当初予算では 1 カ月当たり約 2 億 5,100 万円と推計しておりましたけれども、12 月までの実績を見ますと、約 2 億 5,500 万円ということで推移しておりますので、毎月の給付額の不足額を見込んで今回補正するものでございます。ただ、給付費の状況につきましては、当然月によって波がございますので、給付費に不足を来さないようにということで、1 月当たり 2 億 7,000 万円で見込んだものでございます。

2 目退職被保険者等療養給付費につきましては 7,570 万 9,000 円の増額補正でございます。これはただいまの一般被保険者と同様に、これまでの実績を見て算出しておりますけれども、当初予算に対して 51.7%増となっているものでございます。それによりまして、計上済額との差額を増額するものでございます。



今回、退職被保険者分が 50%ほど伸びた理由でございますけれども、一般から退職への振りかえなどで退職被保険者の被保険者数、人数が増加したことによるものでございます。平成 22 年度の当初予算では、退職被保険者 495 人ということで見ておりましたけれども、12 月末現在で 844 人になってございます。当初予算比で 70.5%伸びておりまして、被保険者数が伸びた関係で保険給付費が大きく伸びたということでございます。

次に、3 目一般被保険者療養費につきましては財源の組み替えを行うものでございます。療養給付費負担金、調整交付金等の額の変更に伴うものでございます。

4 目退職被保険者等療養費につきましては 46 万 7,000 円の増額補正でございます。これも一般被保険者の療養給付費と同様に算出しまして、当初予算に対し 22.21%増とあるものでございますけれども、計上済額との差額を増額するものでございます。

次のページをお願いします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費ですけれども、3,053 万 5,000 円の増額補正でございます。これも先ほどの療養給付費と同様に算出しまして、当初予算に対する伸び 9.47%の増となりますけれども、それによりまして計上済額との差額を増額するものでございます。

次に、2 目退職被保険者等高額療養費ですけれども、1,413 万 9,000 円の増額補正でございます。これも先ほどの療養給付費と同様に算出しまして、当初予算に対する伸び、90.9%の伸びとなっておりますけれども、それによりまして計上済額との差額を増額するものでございます。この伸びが大きくなりましたのは、先ほど退職被保険者数が大きくふえていると御説明申し上げましたけれども、被保険者数の増によるものが主なものでございます。

次に、3 目一般被保険者高額介護合算療養費は財源の組み替えを行うものでございます。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、同様に財源の組み替えを行うものでございます。

次のページをお願いします。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等につきましては、財源の組み替えでございます。

次のページをお願いします。

5 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金につきましても、財源の組み替えを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目介護納付金につきましても財源の組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金で 917 万 1,000 円の増額補正でございます。また、2 目保険財政共同安定化事業拠出金で 1,232 万 9,000 円の増額補正でございますが、いずれも拠出金の額の年度末見込額による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目保健衛生普及費で 157 万円の減額補正でございます。これは各種検診負担金の事業費確定に伴う減額でございます。

○紺野健康課長

2目特定健診事業費で271万1,000円の減額補正でございますが、これは13節委託料で特定健康診査などの受診者数を当初4,451人と見込みましたが、実績が3,809人とどまったことによるものでございます。

3目特定保健指導事業費で153万7,000円の減額補正でございますが、これも13節委託料で動機づけ支援、積極的支援の該当者を合わせて260人と見込みましたが、実績が183人とどまる見込みによるものでございます。

#### ○佐藤収納課長

それでは、次のページをお願いいたします。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金で600万円の増額補正でございます。これは一般会計の2款2項2目賦課徴収費で説明申し上げました固定資産税の還付に伴い、国民健康保険税においても還付の必要のあることから、増額するものでございます。還付の対象は、20年間となりますが、課税資料が保存されている平成12年度分から平成21年度までの確定分231万8,400円と平成3年度から平成11年度までの還付金の想定分を計上したものでございます。

確定分の内訳は、税法に基づく還付金、平成18年から21年でございますが、これにつきましては100万9,100円で、要綱に基づく還付金、返還金につきましては、保存している課税資料で確認できる平成12年度から17年度分までについて130万9,300円で、合わせて231万8,400円となります。平成3年度分から平成11年度までについては、納税者からの課税資料の提出をもって還付の対応をするものでございます。

次に、3目一般被保険者還付加算金で180万円の増額補正でございます。これはただいま説明いたしました還付金に対する加算金で、平成12年度から21年度分までの確定分59万8,188円と、それ以前の想定分を計上したものでございます。

#### ○大森国保年金課長

5目償還金で6,667万7,000円の増額補正でございます。1償還金で6,648万7,000円でございますけれども、こちらは国庫補助金などの前年分の精算分ということで確定したものを返還するものでございます。その内訳ですけれども、財政調整交付金で11万5,000円、療養給付費等負担金返還金で6,631万1,183円、出産育児一時金補助金返還金で6万円の返還でございます。このうち、療養給付費負担金で非常に金額が大きくなってございますけれども、平成21年度の保険給付費の伸びを見込んで申請しておりましたけれども、最終的に保険給付費がそこまで伸びなかったということで、既に受け取っていたものを返還するものでございます。

#### ○紺野健康課長

2の償還金で19万円でございますが、平成21年度の特定健康診査及び特定保健指導に係る国庫負担金、県負担金の返還金で、受診者、保健指導者数の確定に伴い、国、県にそれぞれ9万5,000円ずつ返還するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、同じ資料の109ページをお願いいたします。

#### ○大森国保年金課長

資料の109ページ、歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税で1億531万8,000円の減額補正でございます。その内訳でございますけれども、1節医療給付分現年課税分で6,962万3,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分で1,738万円の減額、3節介護納付金分現年課税分で984万8,000円の減額でございます。これらの現年課税分でございますけれども、12月現在の調定額をもとにしまして年度末を見込んだものでございます。収納率につきましては、当初予算ではこの一般分で91%を見込んでおりましたが、現在までの収納状況を勘案しまして89.7%で見込んだものでございます。

次に、4節医療給付費分滞納繰越分で709万9,000円の減額、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分で67万6,000円の減額、6節介護納付金分滞納繰越分で69万2,000円の減額補正でございます。これらの滞納繰越分でございますけれども、前年度の収納実績、そして本年度のこれまでの収納状況を勘案しまして見込んだものでございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税でございますけれども、3,591万5,000円の増額補正でございます。1節医療給付費分現年課税分で2,284万1,000円の増額、後期高齢者支援金分現年課税分で605万5,000円の増額、3節介護納付金分現年課税分で556万円の増額でございます。こちらは現年課税分が大きく増加している理由ですけれども、先ほど歳出の保険給付費の説明の中で、退職被保険者の振りかえ等によって被保険者数が大きく増加しているということで御説明申し上げましたけれども、同様の理由によるものでございます。

次の111、112ページをお願いします。

4節医療給付費分滞納繰越分で110万9,000円の増額、後期高齢者支援金分滞納繰越分で19万3,000円の増額、6節介護納付金分滞納繰越分15万7,000円の増額でございます。滞納繰越分につきましては、前年の収納実績、そして本年度のこれまでの収納状況を勘案して見込んだものでございます。

次に、3款1項1目療養給付費等負担金で4,809万5,000円の増額補正でございます。これは一般被保険者に係る保険給付費等の増加分に係るものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金で229万2,000円の増額補正でございます。これは歳出の拠出金の増額によるものでございます。

○紺野健康課長

3目特定健診負担金で76万3,000円の減額補正でございますが、歳出で御説明申し上げましたとおり、特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、4目特定保健指導負担金で17万5,000円の減額補正でございますが、こちらも歳出で説明申し上げましたとおり、特定保健指導の指導人数が見込みを下回ったことによるものでございます。

○大森国保年金課長

次に、2項1目財政調整交付金で6,961万2,000円の増額補正でございます。1節普通調整交付金で同額の増額補正でございますけれども、これは歳出、保険給付費等の増加に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目療養給付費交付金1節現年度分で6,570万7,000円の増額補正でございます。これは主に歳出の退職被保険者等に係る保険給付費等の増額に係るものでございます。

次に、2節過年度分1,898万4,000円の増額補正でございますが、これは平成21年度分の精算分でございます。

次に、6款1項1目高額医療費共同事業負担金で229万2,000円の増額補正でございます。これは歳出の拠出金の増額によるものでございます。

#### ○紺野健康課長

2目特定健診負担金で76万3,000円の減額補正でございますが、先ほどの国庫支出金と同様、特定健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

3目特定保健指導負担金で17万5,000円の減額補正でございますが、こちらも国庫支出金同様、保健指導の指導人数が見込みを下回ったことによるものでございます。

#### ○大森国保年金課長

次に、2項1目財政調整交付金で848万8,000円の増額補正でございます。これは歳出の療養給付費等の増加に係るものでございます。

次に、2目乳幼児医療費補助金で53万2,000円の増額補正でございますが、これは平成22年度分の確定に伴うものでございます。

次に、7款1項1目共同事業交付金で859万5,000円の増額補正でございます。これは前年度の交付金の収納状況、そして本年度の交付金のこれまでの収納状況等を勘案しまして、見込額と計上済額との差額を補正するものでございます。

次のページをお願いします。

2目保険財政共同安定化事業交付金で681万6,000円の増額補正でございます。こちらにつきましても、前年度の交付金の収納状況、本年度の交付金の収納状況等を勘案しまして、見込額と計上済額との差額を補正するものでございます。

次に、9款1項1目基金繰入金で4,938万5,000円の増額補正でございます。補正予算の不足財源に充てさせていただくものでございます。

ここで国民健康保険の財政調整基金の保有額を申し上げます。平成23年1月末現在で2億8,053万7,347円でございます。今回、補正後の予算額が2億8,053万7,000円でございますので、基金の保有額の全額を繰り入れするというものでございます。

次に、2項1目一般会計繰入金で1億1,099万4,000円の増額補正でございます。

初めに1節保険基盤安定繰入金で892万1,000円の減額でございます。内訳ですけれども、保険税の軽減分で245万5,000円の減額、保険者支援分で646万6,000円の減額でございます。それぞれ本年度分の確定に伴うものでございます。

次に、4節財政安定化支援事業繰入金で912万3,000円の増額補正でございます。これは本市の場合、年齢構成差による給付費の一定割合の補填ということで予算措置しておりますけれども、額の確定に伴うものでございます。それから、本年度につきましては、もう1点、低所得者分ということで、保険税負担能力が低い場合の方にも該当しておりますので、その分と合わせまして今回の補正額となったものでございます。

次に、5節その他一般会計繰入金で1億1,079万円の増額補正でございます。内訳は乳幼児医療費分で53万2,000円でございますけれども、これは本年度の確定分で県補助金と同額を補正するものでございます。

次に、2の国民健康保険特別会計財政支援分ということで1億245万8,000円の増額補正でございますけれども、これは一般会計の方から国民健康保険特別会計の財源不足分を支援してもらうという財政支援分の平成22年度分の繰入金でございます。

次に、3国民健康保険税還付分ということで、先ほど歳出で御説明申し上げておりますけれども、固定資産税の課税誤りに伴う保険税の還付金、還付加算金に充てるものでございます。

○佐藤収納課長

次に、11款1項1目一般被保険者延滞金で157万9,000円の増額補正でございます。これは徴収実績に基づくもので、257万9,000円を見込んでおります。

○大森国保年金課長

次に、同じ資料の105ページをお願いします。

第2表 債務負担行為でございます。

今回、この表に記載の4件、1件目が国民健康保険事業実績報告書及び調整交付金交付申請書作成システム運用管理保守業務委託、それから医療給付データ抽出業務委託、レセプト点検業務委託、臨戸徴収支援システム保守業務委託の4件でございますけれども、いずれも年間業務委託でございます。業務等の開始が4月1日からになりますので、本年度中に契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくというものでございます。

なお、予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただくもので、期間、それから限度額につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○昌浦委員

資料2の120ページです。退職被保険者の療養給付に要する経費で、何か当初の見込みよりも349人という増が図られているんですね。これ前は退職被保険者は自己負担額2割という、一般被保険者よりは1割得だったんですけども、その制度もなくなってきているのに、それなので、どうしてこんなにふえたのかなというのが素朴な疑問としてあるのと、振りかえ分という言葉の意味をどうとらえていいのかということなんですよ。

例えば何かしら社会保険庁の方から、この人退職者医療に該当するみたいな形で通知がきたので、こちらからアクションを起こして一般被保険者じゃなくて退職被保険者の方というふうな、何かしらのそういう働きかけや何かをしたせいなのか、とにかくこの349人、当初の見込み495人から844人というのはちょっとびっくりする増なものですから、ただか6カ月かそこらだと思うんですね。12月末現在ですから、7カ月か。それなので、ちょっと詳細にその辺どうしてふえたのかというのを具体的にちょっと聞きたいんですが、よろしくをお願いします。

○大森国保年金課長

まず、平成 22 年の当初予算で 495 人につきましては、こちらは平成 21 年度の予算編成当時の実績でまず計上しているということでございます。それから 390 人ほどふえているわけでございますけれども、こちらにつきましては、国保の関係の喪失資格取得等、毎年かなりの数になるわけですが、今回この退職被保険者 60 歳から 65 歳までの方がほとんどになりますけれども、その年代の方が非常に多いということがまず一つ上げられます。

それで、ここに加入するときに、当然退職被保険者に該当するのかどうか窓口で確認できればよろしいわけでございますけれども、なかなかその時点で確認できないということがございまして、先ほど何か通知とかがきているのかということでございますけれども、国保連合会の方から退職被保険者に該当するのではないかとということで、被用者年金の加入期間 20 年以上、あと 40 歳以上で 10 年以上の加入の方ということで、3 カ月に 1 度国保連合会の方から該当するのではないかとというリストが送られてまいります。そのリストを見てこちらの方で内容等を確認して、退職に該当するという方については一般から退職の方に振りかえの事務を行っているということでございます。以上でございます。

○昌浦委員

確かに今の説明で大体理解はしたんです。一つは、いわゆる団塊の世代という方が退職を迎えられると、そういうことですから大量に加入して、恐らくは 3 月 31 日退職で 4 月 1 日資格取得ということで、国保に 4 月 1 日からと。しかしながら、そういうとき、窓口で離職証明書とか、もろもろいわゆる前までの保険を喪失したという証明書をお持ちになりますよね。それならば、なぜそこでまずもって退職者医療に該当するというふうなチェックをされなかったのかな。何か聞くところによると、国保連合会の方から、この方退職に該当するのではないのかというリストがきて初めて振りかえという、作業がすごく煩雑になっているような受け取りをしちゃうんですけれども、その辺の窓口での資格を得るときに、それはチェックできるのではないかと、六十二、三でやめてくる方もいらっしゃるから。チェックはしてないんでしょうかね。簡単にお聞きしたいんですけれども。

○大森国保年金課長

窓口の方でチェックをしているのかどうかということでございますけれども、当然年齢的に、あるいは前このぐらい会社にいたとかというその方の状況がわかりますので、窓口で対応して退職と確認できる方についてはそこで当然対応してございます。ただ、年金の加入期間等が健康保険に入るために来たときに、加入期間等が確認できる書類等を持ってこない場合がほとんどでございますので、その際には、一たん一般の方で加入して、後ほど振りかえの作業を行っているという、そのような状況でございます。

○金野委員長

よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 11 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 12 号 平成 22 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

○金野委員長

次に、議案第 12 号 平成 22 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。

○大森国保年金課長

それでは、資料 2 の 144 ページをお願いいたします。144 ページでございます。

歳出の方から御説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 1,912 万 6,000 円の減額補正でございます。これは後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金金の合計額を広域連合の方に納付するものでございますけれども、その部分について減額補正をするというものでございます。内訳の金額については歳入の方で御説明申し上げます。

前のページになりますけれども、142 ページの方をごらんいただきたいと思います。

142 ページ、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料で 2,181 万 6,000 円の減額補正でございます。1 節現年度分で 2,216 万 2,000 円の減額、2 節滞納繰越分で 34 万 6,000 円の増額補正でございます。現年度分につきましては、年度末の調定見込額に対し収納率 99.2%を見込んだものでございます。それから滞納繰越分につきましては、繰越分に対しまして収納率を 30%に見込んだものでございます。

今回、保険料の現年度分が減額になった理由でございますけれども、平成 22 年度から後期高齢者医療保険料の改定がございました。当初予算につきましては、広域連合からの見込額をもとにして計上していたものでございますけれども、実際の保険料の改定が見込額のかなり内側でおさまったというのがございまして、その関係で減額ということで補正するものでございます。

次に、3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金で 269 万円の増額補正でございます。これは保険基盤安定繰入金金の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 12 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 13 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

○金野委員長

次に、議案第 13 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) の説明をさせていただきます。

資料の 2 の 159 ページをお開き願います。

歳出から御説明申し上げます。



1 款 3 項 1 目介護認定審査会費で 53 万 7,000 円の増額補正でございますが、これは認定更新に係る申請件数の増加に伴います認定調査業務委託料の増額でございます。当初見込み件数 1,560 件を見ておりましたが、約 1,720 件ほどの実績見込みとなるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費で 9,500 万円の増額補正ですが、利用実績の増加によるものでございます。特に、デイサービス、それからショートステイ、通所リハビリに係る利用実績が伸びております。

2 目地域密着型介護サービス等給付費で 3,000 万円の減額補正ですが、これは主に小規模特別養護老人ホームの開設が年度途中になったことによるものでございます。

3 目施設介護サービス等給付費で 3,000 万円の減額補正ですが、見込みに対しまして主に老人保健施設利用に係る給付費が下回ったものでございます。

4 目居宅介護サービス等給付費で 1,100 万円の増額補正ですが、計画作成実績の伸びによるものでございます。

5 目審査支払手数料で 9 万円の増額補正ですが、国保連合会での審査件数増加に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目高額介護サービス等費で 260 万円の増額補正ですが、支給対象であります 1 割利用者負担が高額となった方々が増加したことによるものでございます。

#### ○紺野健康課長

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費で 392 万 8,000 円の減額補正でございます。13 節委託料の特定高齢者生活機能評価業務委託で、実際の受診者が見込み人数より約 1,300 人少ない 3,630 人とどまったことにより 332 万 3,000 円の減、介護予防教室として実施しております筋力アップ教室、これは去年までは転倒予防教室と申し上げておりましたけれども、この教室及び口腔栄養教室をそれぞれ業務委託いたしました結果、タクシーでの送迎費、あるいは会場使用料が委託経費の中で賄われたことによりまして 60 万 5,000 円の減となったものでございます。

#### ○松岡介護福祉課長

次のページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目任意事業費で 198 万 2,000 円の減額補正ですが、これはおむつ支給事業におきます単価契約が予算見積もり単価を下回ったこと及び支給実績見込みの減によるものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、153 ページにお戻り願います。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金で 1,265 万 8,000 円の増額補正でございます。これは歳出で説明申し上げました介護給付費の増額に伴いまして、記載のとおり計上済額の差額を増額するものでございます。

2 項 1 目調整交付金で 156 万 2,000 円の増額補正でございます。これも介護給付費の増額に伴うものでございます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）で 98 万 2,000 円の減額補正でございます。これは歳出におきます介護予防事業費の減額に伴うものでございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金で 1,460 万 7,000 円の増額補正でございます。これも介護給付費の増額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 目地域支援事業支援交付金で 117 万 8,000 円の減額補正でございます。これは介護予防事業費の減額に伴うものでございます。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金で 316 万 6,000 円の増額補正でございます。これも介護給付費の増額に伴うものでございます。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）で 49 万 1,000 円の減額補正でございます。これは介護予防事業費の減額に伴うものでございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 415 万円の増額補正でございます。1 節介護給付費繰入金で 608 万 6,000 円の増額補正ですが、介護給付費の増額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 節地域支援事業繰入金（介護予防事業）で 49 万 1,000 円の減額補正ですが、介護予防事業費の減額に伴うものでございます。

4 節その他繰入金で 144 万 5,000 円の減額補正ですが、説明欄 1 職員給与費等繰入金 198 万 2,000 円の減額及び説明欄 2 事務費繰入金 53 万 7,000 円の増額は、それぞれ実績に伴う繰入金の増減でございます。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金で 982 万 5,000 円の増額補正でございます。これは介護給付費の増額に伴い、1 号被保険者負担分を当該基金から繰り入れるものでございます。これによりまして、介護保険事業財政調整基金の平成 22 年度末の保有額は 1 億 4,578 万 8,626 円となる予定でございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、149 ページをお開き願います。

第 2 表 債務負担行為でございますが、一番上国保連合会共同処理業務委託から一番下の紙おむつ支給事業委託までの 4 件を追加するものでございますが、これはいずれも例年どおり新年度 4 月 1 日からの委託事業実施のためのもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりで、新年度からの事業実施に向けて補正追加をするものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

- 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 13 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 14 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

○金野委員長

次に、議案第 14 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

資料 2 の 183 ページをお願いいたします。資料 2 の 183 ページでございます。

歳出から説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 44 万 5,000 円の増額でございます。説明欄記載 1 の一般管理職員人件費につきましては、下水道総合地震対策事業費などの変更に伴う財源の組み替えでございます。

○江口下水道課長

説明欄 2 一般管理事務に要する経費につきましては、各節の不用額の発生に伴うものでございます。

続いて、追加分につきましては、このたびの下水道課事務室の水道庁舎から本庁 4 階への移設に伴う経費としまして、12 節役務費 2 万 6,000 円、13 節委託料で 55 万 2,000 円の追加をお願いするものでございます。

次に、18 節備品購入費につきましては、マンホール内に入る際に使用している硫化水素ガス検知器及びガスの充満を拡散するための送風機が、経年劣化によりまして廃棄となることから、新しいものを準備するための経費で 35 万 2,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、185 ページをお願いいたします。

2 項 1 目雨水管理費につきましては 56 万円の減額補正でございます。説明欄 1 の雨水管理事務に要する経費につきましては、各節における不用額の発生に伴う減額でございます。

説明欄 2 雨水施設維持に要する経費につきましては 22 万 5,000 円の減額補正でございます。内訳といたしましては、委託料でございますが、雨水ポンプ場の設備点検業務等の確定に伴う不用額が出たことによりまして 400 万円の減額をするものでございます。

続いて、19 節負担金、補助及び交付金でございますが、これは仙台市の中野雨水ポンプ場の維持管理負担金でございますが、隔年実施している設備保守点検業務委託料の確定に伴い、当初見込んだ費用に不足が生じることから、その経費分として 377 万 5,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

3 項 1 目賦課徴収費につきましては 250 万円の減額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、13 節で多賀城市給水区の下水道使用料徴収業務委託見込額の件数の見直しに伴いまして 250 万円の減額をするものでございます。

続きまして、3 項 2 目汚水管理費でございます。こちらにつきましては 813 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。説明欄 2 の汚水管理事務に要する経費につきましては、各節における不用額の発生に伴うものでございます。

説明欄 3 汚水施設維持に要する経費につきましては、これも同様に各節における不用額の発生に伴う減額でございます。内訳といたしましては、11 節需要費の修繕でございますが、道路改良工事に伴うマンホールの調整箇所確定に伴い不用が生じたことから、減額するものでございます。

また、13 節委託料につきましては、施設維持管理等の業務の契約額が確定し、また管路調査、補修業務委託の補修箇所確定に伴う減額でございます。

続いて、16 節原材料費でございますが、こちらにつきましては、原材料の在庫の精査、今後の執行見込みを精査したことによって 90 万円の減額をするものでございます。

続きまして、説明欄 4 汚水処理に要する経費でございますが、こちらは 19 節負担金、補助及び交付金につきましては、昨年の猛暑による処理水量の増加に伴う仙塩流域下水道維持管理負担金に不足が生じたことから、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3 項 3 目水質規制費につきましては 76 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。説明欄 1 水質規制に要する経費につきましては、13 節委託料の水質検査項目の契約単価確定に伴って不用額が生じたことから、減額をするものでございます。

続きまして、189 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費でございます。4,607 万 2,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 公共下水道建設に要する経費（単独起債事業）でございますが、こちらにつきましては 4,599 万 2,000 円の減額でございます。当初計画しておりました工事の進捗に伴う減額ということでございます。内訳といたしましては、11 節、12 節につきましては工事の事務費の縮小による減額でございます。15 節工事請負費につきましては 4,451 万 3,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、当初予定していた整備箇所 11 カ所から 8 カ所になったことにより、減額をしております。これにつきましては、予算資料の 3 の 23 ページをごらんいただきたいと思います。

資料の 23 ページ、平成 22 年度下水道事業における整備事業概要の当初予算額と補正時の比較ということで掲載させていただいております。当初予算時の資料と当初予算の合計金額 2 億 6,700 万円から補正予算額、一番下の右端でございますが、2 億 2,976 万 8,000 円という変化をしております。

まず、汚水整備工事の 4,151 万 3,000 円の減額につきましては、市川地区の污水管布設事業でございますが、第二の 2-1、記載の一番上の欄でございます。第二の 2-1 工区整備工事につきましては、地権者との交渉や布設を計画している土地の状況の精査によって時間を要したことから、今年度における整備は取りやめ、改めて平成 23 年度に整備を計画するものでございます。

次に、その 3 番目ですけれども下です。第八-1 工区マンホールポンプ設置工事でございます。こちらにつきましては、布設を予定している箇所、笠神三丁目でございますけれども、個人が所有している下水道管の先に整備されるものでありましたが、個人所有の下水道管の取り扱いについて精査をしたことによりスムーズな対応が可能となると、将来的に発生し得る同様な事情に対してスムーズに対応可能となると判断したため、今回は一応整備は取りやめるというふうにしてございます。

次に、第十一-1 工区整備工事でございます。これは契約額確定に伴う不用額でございます。

続いて、その下の第十一-2 工区整備工事でございます。それとその下の七ヶ浜第一-1 工区整備工事でございますけれども、こちらは当初の段階で地権者から要望があったものでございますが、その後、当人から要望がなかったことにより、不用額として減額するものでございます。

次に、汚水柵設置工事でございます。こちらにつきましては、今年度における設置要望箇所、当初見込みよりも多かったことにより、100 万円の追加をお願いするというものでございます。

次に、道路舗装復旧工事につきましては、今年度整備箇所の確定に伴う不用額でございます。

次に、雨水整備費の 300 万円の減額についてお話しさせていただきます。

ただいま資料において御説明させていただいた道路舗装復旧工事の下に、仙台第三-1 工区整備工事につきましては、こちらは雨水路線名で言うと六貫田雨水枝線の単独事業施工分なんでございますが、当初におきましてその一部を整備する計画でありましたが、六貫田

雨水枝線全体の整備の進捗から、今年度の整備は見送ることとしたものでございます。しかしながら、陸上自衛隊多賀城駐屯地内において整備が進められている丸山雨水幹線の関連工事が必要となったことから、六貫田雨水枝線の整備費 650 万円を減額し、資料にございます丸山-1 工区整備工事と丸山-2 工区整備工事の整備費合わせて 350 万円を追加するものでございます。

次に、資料 2 の 190 ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、22 節補償、補填及び賠償金につきましては、工事箇所における埋設物移転補償費として予算計上しておりましたが、今年度はございませんでしたので、減額するものでございます。

次に、説明欄 2 の雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）でございます。こちらにつきましては 528 万円の追加でございます。こちらにつきましては、下水道総合地震対策事業も含めた社会資本整備総合交付金事業の契約額確定に伴う事業の内容変更でございます。

内訳といたしましては、11 節需要費で 8 万円の減額、こちらは事業費の調整に伴う減額でございます。

13 節委託料につきましては 372 万 5,000 円の減額でございますが、こちらにつきましては、丸山雨水幹線の整備の完了に合わせ、今年度において陸上自衛隊多賀城駐屯地内に設置される下水道施設部分の区分地上権の設定を行うこととしておりましたが、事業の進捗から、今年度中の設定完了が見込めないための減額でございます。また、高橋雨水幹線及び六貫田雨水枝線の今年度において実施できる設計等調査業務費の確定に伴い、予算の減額を行うものでございます。

また、JR 仙石線連続立体交差事業の進捗に伴う線路式下部を横断する留ヶ谷 1 号雨水幹線整備が JR との協議により、当初より早期に着工できるようになったことから、今年度において設計等の調査を行いたいため、設計費の追加をお願いするものであり、差し引きで 372 万 5,000 円の減額ということになります。

続いて、14 節使用料及び賃借料でございますが、119 万円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、後から繰越明許費の設定部分で御説明させていただきませんが、丸山 2-1 工区整備工事の繰り越しに伴い、工事用地として自衛隊により借用している土地の借用期間も延長する必要があるため、その所要額の追加をお願いするものでございます。

続いて、15 節工事費でございます。こちらにつきましては 857 万 8,000 円の追加でございます。先ほど公共下水道建設に要する経費の単独起債事業分の補正内容を説明させていただいたときに使用しました資料 3 の 23 ページを再度ごらんいただきたいと思います。

まず、一番上にあります丸山 2-1 工区整備工事につきましては、整備額の確定に伴う不用減でございます。

次に、水道管移設補償工事につきましても、額の確定に伴う不用減でございます。

次に、六貫田 2-1 工区整備工事につきましては、仙台港背後地土地区画整理事業の進捗等から、早期に環境整備が必要になったことにより、上記事業の不用額を活用して整備に着手するため、所要額の追加をお願いするものでございます。

続いて、資料 2 の 190 ページにお戻りいただきたいと思います。

22 節補償、補填及び賠償金でございますけれども、68 万 3,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、仙台市ガス局所管のガス管に対する補償額の確定に伴う不用減でございます。

続きまして、説明欄 3 下水道総合地震対策に要する経費につきましては、536 万円の減額でございます。内容につきましては、先ほど御説明いたしました浸水対策事業も含めた社会資本整備総合交付金事業の契約額確定に伴う内容変更でございます。

13 節委託料につきましては、中央雨水ポンプ場の耐震診断業務の契約額の確定に伴う不用額の減ということになってございます。

続いて、次の 191 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目公債費でございます。借入金償還金元金につきましては、後ほど歳入で御説明申し上げますが、下水道使用料の補正及び歳出における汚水管理費の減額に伴う財源組み替えでございます。

以上で歳出の方は終わります。

続いて、歳入の方の説明をさせていただきます。

179 ページにお戻り願いたいと思います。

179 ページ、2 款 1 項 1 目下水道使用料で 2,695 万 9,000 円の追加補正でございます。これは多賀城給水区分の現年分につきましては、昨年夏の猛暑等による当初の収入見込額より増収が見込まれたことから、追加するものでございます。

続いて、2 項 1 目総務手数料で 12 万円の減額補正でございます。こちらにつきましては、説明欄 1 の排水設備計画確認手数料並びに説明欄 2 の排水設備検査手数料でございますが、当初見込みよりも申請並びに検査件数の減少が見込まれることから、減額するものでございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金につきましては、予算額の変更はございませんが、社会資本整備総合交付金である浸水対策事業分と地震対策事業分の事業費の確定に伴い、所要額の事業費組み替えを行うものでございます。

続きまして、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 3,882 万 5,000 円の減額補正でございます。こちらにつきましては、ただいま御説明いただいた歳入における下水道使用料、現年分の追加及び補正における雨水管理費、水質規制費、公共下水道建設費の減額補正により合計で 4,001 万円の減額要因があったものの、歳入で御説明申し上げました総務手数料の減額補正及び歳出で御説明申し上げました一般管理費の追加補正による 118 万 5,000 円の増額要因があったため、結果的に 3,882 万 5,000 円の減額となったものでございます。減額要因として 4,001 万円、増額要因として 118 万 5,000 円、差し引きとして 3,882 万 5,000 円の減額ということになってございます。

続いて、9 款 1 項 1 目下水道事業債で 4,560 万円の減額補正でございます。これは歳出で御説明させていただきました公共下水道建設に要する経費（単独起債事業分）で 4,820 万円を減額したわけですが、社会資本整備総合交付金の事業費組み替えにより地方債発行可能事業額が増額したことから、260 万円の追加をお願いするため、結果的に差し引き 4,560 万円の減額となるものでございます。減額が 4,820 万円、増額が 260 万円、差し引き 4,560 万円の減額というふうになってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、資料 2 の 173 ページをお開き願いたいと思います。

173 ページ、繰越明許費でございます。

下水道事業といたしましては 5 件の繰り越しをお願いするものでございます。1 件目といたしましては、一番上に記載してあります雨水管理費の雨水施設維持に要する経費につきまして 836 万円の繰り越しをお願いするものでございます。こちらにつきましては、八幡雨水幹線の暫定水路整備に関しての繰り越しでございます。近接する仙台臨海鉄道との施工時期等の協議調整に時間を要したことから年度内完成が困難となったため、繰り越しをお願いするものでございます。ちなみに完了予定時期につきましては、平成 23 年 5 月末を予定しております。

2 件目といたしましては、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）でございます。こちらにつきましては 1 億 1,727 万 6,000 円の繰り越しをお願いするものでございます。これは丸山雨水幹線、高橋雨水幹線、留ヶ谷 1 号雨水幹線、六貫田雨水枝線の 4 路線の雨水幹線整備に関しての繰り越しでございます。

まず、4 件のうちの 1 番目といたしまして丸山雨水幹線の整備につきましては、施工場所が陸上自衛隊多賀城駐屯地等との施工工事等の協議調整に時間を要したことから、繰り越しをお願いするものでございます。こちらの完成予定時期につきましては、ことしの 7 月 31 日、7 月末を予定しております。

続いて、高橋雨水幹線の整備につきましては、仙石線横断部の比較設計を行うに当たって、JR 東日本との調査時期等の協議調整に時間を要したことから、繰り越しをお願いするものでございます。こちらにつきましては、完成予定は今年 9 月末を予定しております。

続いて、留ヶ谷 1 号雨水幹線の整備につきましては、先ほど御説明をさせていただいたように、設計等の業務について仙石線横断部の施工等に際しまして、JR 東日本との協議調整に時間を要したことから、こちら繰り越しをお願いするものでございます。こちらも完了予定時期につきましては 9 月末を予定しております。

続きまして、最後になりますが、六貫田雨水枝線の整備につきましては、先ほども申し上げましたように、六貫田 2-1 工区整備工事について近接する居住者等に対する施工中における生活道路等の確保の検討や協議調整に時間を要したことから、年度内完了が難しいということで繰り越しをお願いするものでございます。こちらの完了予定につきましては 10 月末を予定しております。

続いて、3 件目といたしまして、公共下水道建設に要する経費（単独起債事業分）でございます。こちらにつきましては 250 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは先ほど御説明申し上げました丸山 2 工区整備工事について、施工地である陸上自衛隊多賀城駐屯地等との施工時期等の協議調整に時間を要し今年度の工事完了が難しいということで、繰り越しをお願いするものでございます。ちなみに完了予定につきましては 6 月末を予定しております。

続いて、4 件目といたしまして、公共下水道建設に要する経費（単独事業分）でございます。こちらにつきましては 3,226 万円の繰り越しでございます。こちらにつきましては、多賀城駅周辺整備に関連する污水管の移設 2 路線並びに高橋雨水幹線の合計 3 路線の整備に関しての繰り越しでございます。

まず初めに、多賀城駅周辺整備事業に関連する污水管の移設につきましては、道路改良工事の進捗等によりまして今年度の年度内完了が難しいということで、繰り越しをするものでございます。こちらにつきましては今年 7 月末を完了予定としてございます。



次に、高橋雨水幹線の整備につきましては、施工地の測量設計等の時期等の協議に時間を要し、年度内完了が難しいということで繰り越しをお願いするものでございます。こちらの完了予定につきましては、平成 23 年、今年 9 月末を予定してございます。

続いて、最後の項目として 5 件目になりますが、仙台市雨水排水施設建設に要する経費でございます。こちらにつきましては 2,000 万円の繰り越しをお願いするものでございます。こちらは宮城野区の西原雨水ポンプ場の整備に対する負担金でございますが、隣接する各事業所や道路管理者、交通管理者との協議に時間を要しているという状況から、年度内完了が難しいということで、仙台市の方から申し出がありまして繰り越しをお願いするものでございます。当初は 9 月末を予定しておったところだったんですが、最近仙台市の方から文書が入りまして、今年度、平成 23 年度いっぱい、平成 24 年 3 月末をもって終了するというので書類がきておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、174 ページでございます。

174 ページ、第 3 表 債務負担行為補正の追加でございます。

こちらについては、平成 23 年度 4 月から、当初からのやつということでお願いしております。第 3 表 債務負担行為補正ということで、委託の内容といたしましては、追加の単年度契約による各種業務の追加ということで合計 6 件、それから変更が 1 件の計 7 件というふうになっております。この追加 6 件につきましては、平成 23 年度で予定しております業務について 4 月 1 日からということですので、契約等の事務処理の開始をする必要もあることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、変更につきましては、下水道課所管の公用車について契約額の確定により債務負担行為限度額に不用額が生じたことにより、所要額の減額をするものでございます。

続きまして、175 ページ、第 4 表 地方債補正をお願い申し上げます。

地方債補正の変更でございます。先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債の公共下水道事業債の減額補正により、地方債発行の限度額を 4,560 万円減額の 1 億 5,240 万円とするものでございます。これらにより、補正後の限度額の合計額は 7 億 4,630 万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同様変更ございません。

続きまして、資料 3 の 24 ページをお願い申し上げます。

こちらに下水道事業元利償還金の内訳と財源の内訳(平成 22 年度)というのがございます。下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳とそれに対する財源の内訳が当初予算時と比べどのように変化したものかというものをあらわしたものでございます。

一番上の表でございます。当初予算時、上段の表中、合計欄で 20 億 389 万 2,000 円、これを賄う財源といたしまして、下水道使用料 3 億 5,363 万 5,000 円、資本費平準化債を 4 億 9,400 万円、下水道事業債(特別措置分)でございますが、これを 9,100 万円、下水道事業受益者分担金、負担金を 201 万 1,000 円充当し、最終的に一般会計繰入金は 10 億 6,324 万 6,000 円としておりました。これが今回の 4 号補正後におきましては、元利償還金が中段表の合計欄で 484 万 6,000 円減額の 19 億 9,904 万 6,000 円、これを賄う財源としまして下水道使用料が 2,192 万 1,000 円増額の 3 億 7,555 万 6,000 円、資本費平準化債が 2 号補正後にかかわらず 160 万円増額の 4 億 9,560 万円、下水道事業債(特別措置分)でございますが、40 万円増額の 9,140 万円、下水道事業受益者分担金、負担金でございますが、こちらは変わらず 201 万 1,000 円、結果的に一般会計繰入金は 2,876 万 7,000 円減額の 10 億 3,447 万 9,000 円というふうになってございます。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後 2 時 25 分、以上。

午後 2 時 12 分 休憩

---

午後 2 時 25 分 開議

○金野委員長

それでは、再開いたします。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○深谷委員

高橋雨水幹線の整備についてお伺いいたします。

現在までの進捗状況と、あと昨年の予算の中で平成 25 年たしか完成ということで、それにおくれが生じないようにはやっけていただいていると思うんですが、今後の計画等についてもお伺いしたいと思います。

○江口下水道課長

ただいま高橋雨水幹線については 3 工区分けになってございます。まず初めに、国道から JR までと、それから JR の横断部分と JR から育英側までということの 3 工区で進めております。それで、先ほど御説明申し上げました JR の基本設計につきましては、以前に JR の方に協議をしておりましたのが、10 数年前に協議をしておりますが、それが JR と今改めて協議をするということを進めている真ん中の部分でございます。

それから、国道と JR の間につきましては、御商売やっけているお店とかがあります。あそこ部分につきましては、ボックスでちょっと工事をやるということで考えておまして、用地の関係、用地買収をしなければいけない。それから仙台市との行政界の関係がございします。その辺で今地元の方と中身を調整して、了解を得に歩いているところでございます。

それから、JR から育英側まで間は開渠で整備をする予定でございます。向こうにつきましては同じように仙台市との行政界と、それと農業用の排水路の部分も若干ございしますので、その辺の調整を今仙台市の方と進めておるところでございます。あとは開渠になるということで、ボックスであれば管理用地をボックスの上につくられるんですが、管理用地の関係でやはり仙台市側との関係が出てきますので、その辺の調整を今図っているという段階でございます。以上でございます。

○深谷委員

結局のところ、平成 25 年までに今のところはおくれが生じるような計画ではなく、平成 25 年をめぐりに完成するというところでよろしいですか。

○江口下水道課長

うちの方とすれば、できるだけ平成 25 年度まで、皆さんの方にお示ししている年度までにとっておるんですが、ちょっと JR との協議の中で 1 回基本設計をやって、それで詳細設計というのをやるんですが、それに時間を 1 年ちょっと欲しいと。それで、JR 側でも以前に東京の方で事故があったのもあって、本社がこういう設計にも全部入ってきて中身をチェックするというので、ちょっと時間が設計の部分で長引くとなると、平成 25 年を若干過ぎる可能性もあるかと思います。それが確定しましたら、また御説明の方をさせていただきたいと思えますけれども。

○深谷委員

じゃあ、何の調査が終わって、1,100 万円減額の補正だったと思うんですけども、何ページだったか忘れちゃったんですが、たしか 1,100 万円の減額の補正だったと思うんですけども、それは何の調査が終わって、今度、

○金野委員長

この資料 3 じゃない、もしかして。違う。

○深谷委員

3 の方は 22 ページの 200 万円ですか、高橋雨水幹線の比較設計業務ということでやるんですけども、今現時点で何か終わっているようなことが今何もないように聞こえるんですが、今現時点で終わっているもの、そこをお願いします。

○江口下水道課長

高橋雨水幹線の測量調査業務でございます。こちらにつきまして、当初予定しておりました 2,900 万円が、今現在契約が済んでおりますのが 1,731 万 8,000 円でございます。そこでもって 1,168 万 2,000 円の減額を今回お願いしているものでございます。よろしいですか。

○深谷委員

それはわかったんですけども、要は今現在 1 工区から 3 工区で分かれている区間のどの箇所の何が終わっているのかということが知りたいんですけども。

それとあわせて、私一般質問したときの答弁で、JR の方には 1 年ないし時間がかかると。であれば、その手前の部分、先ほど説明受けた 1 工区部分、できることをやっていくというふうな、あわせていくことで平成 25 年の完成ということだったんですけど、その辺にももし変更点があれば教えてください。

○江口下水道課長

今のところ終了しているのは、JR に対する委託の部分の関係でございます。先ほども申し上げましたように、仙台市との行政界の関係等がございますので、JR の両側分につきましては、仙台市の方の担当課の方と現在うちの方で調整を図っている最中でございます。

それと、用地につきましては、先ほど御説明させていただいたように、これから早目に契約をして買収という形になるんですが、その相手方に対する内容説明を今現在進めている最中でございます。

○金野委員長

よろしいですか。深谷委員。

○深谷委員

要は現時点で終わっているというのではないということですか。

○金野委員長

ない、はっきり言って、下水道課長。

○江口下水道課長

今スタートして全部終わっているというのはございません。現在進行形で進んでいる最中で終わっているのはございません。

○深谷委員

そういうことですね。わかりました。じゃあ、これは平成 25 年の計画でということで、高橋地区に遊水池として機能している公園がございまして、余り水流れないんですけども、あれもそのとき一般質問の答弁で、前部長からあわせて平成 25 年、高橋雨水幹線が整備しないとそこも整備が進まないということで御答弁をいただいておりますので、この高橋雨水幹線の整備がおくれるということは、高橋のずっと懸案事項であるあそこの公園の草刈りだけをしている水のちょっと流れにくい遊水池が片づかないということになりますので、ぜひその高橋雨水幹線が完成しないと、あそこの住民の方々は本当に雨が降るたびに車の移動、それからやっぱり夜も寝られないということでありますので、ぜひ JR と協議進めながら、仙台市と協議進めながらやれる範囲の工事等に関してはどんどん進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。今のもし僕の答弁で間違っている部分がありましたら、部長、ぜひお答え願いたいと思います。

○金野委員長

間違っていないそうです。米澤委員。

○米澤委員

188 ページにあります水質規制に要する経費となっています。今月 8 日にある住民の方から、1 月末から気泡を含めた色が黄色くなったり、それから赤茶けたものが流れていると、混入してそれが流れていると。それは下水処理場の方の流水した箇所から流れているんじゃないかというふうなお電話いただきました。その夕方には生活環境課の職員の方にいらしていただいたりと、その事務所内でいろいろ御説明を受けました。私自身情報が乏しかったものですから、この水質検査というのは、市においてはこういった検査がされているのか、その辺もいろいろ詳しく伺いたいんですが。

○江口下水道課長

今の御質問でございませけれども、実際は 2 月 8 日に高橋北の区長の方から浄化センターの方に連絡があったということでございます。放流口に着色した水が放流されているというような連絡をいただいて、それで、センターの方で調査をしたということでございます。9 日と 10 日に調査をしております。それで、この日に、2 月 8 日につきましては、仙塩の浄化センターの方では電気設備の点検でもって排水はしていなかったということでございます。その時間は 8 時 56 分から 13 時 3 分までの間は点検のため運転はしていないと。ただ、8 日の 14 時 50 分に大代北の区長さんの方から浄化センターに連絡が入った……。

○米澤委員

済みません、今の件に関しては私は全部把握しております。問題点は、私が今質問された内容というのは、多賀城市においてどういったことの水質検査をやっているのかということだけなので、そのことだけに答弁いただければよろしいんです。

○金野委員長

課長、わかりました。下水道課長。

○江口下水道課長

それで、先ほども申しましたように、9日と10日に汚泥調査と水質調査の関係なんです。水質調査につきましては、水質汚濁防止法に伴う各危険物質がどの程度含まれているか、それをうちの方であれば、今取水をして県のセンターの方に持って行って確認をして、それをもってどうしてもオーバーしている部分、水質基準に合致しない、オーバーしている部分については、うちの方からその事業所なり何なりの方に指導をする。あとは指導をしてもどうしても改善されない場合は、改善勧告をしてやっているというような作業を…

○金野委員長

もう一度、米澤委員。

○米澤委員

直接課長の方に行ってお伺いしますので。ありがとうございます。

○金野委員長

その他ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 15 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）

○金野委員長

次に、議案第 15 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

- 収入支出説明

○金野委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、資料 2 の 194 ページをお開き願います。資料 2 の 194 ページでございます。

平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）でございます。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は業務の予定量でございます。

第 2 条の第 2 号は年間配水量で、604 万 3,305 立方メートルを 14 万 5,270 立方メートル増量して 618 万 8,575 立方メートルに改めるものでございます。

同じく第 3 号は 1 日平均配水量でございます。1 万 6,557 立方メートルを 398 立方メートル増量して 1 万 6,955 立方メートルに改めるものでございます。これは当初予算における水需要は料金改定算定値と同数で見込み、減少傾向で算定しておりましたが、昨年夏の記録的な猛暑の影響により、7 月から 9 月までは前年度より全体で約 5 万トンの増加となっております。

しかし、10 月では約 1 万トンの減少、11 月では逆に増加となり、水需要が一定でないため、その傾向を見る必要があったことから、今回での補正計上とさせていただいたものであります。今回、直近の 1 月分をもとに水量を推計し業務予定量を見込んだものでございます。

第 3 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いするものでございます。

収入でございますが、1 款水道事業収益で 1,227 万 2,000 円を増額し、19 億 4,196 万 2,000 円とするものでございます。増額の主なものは水道料金収入でございます。

次に、支出でございますが、1 款水道事業費用で 561 万 2,000 円を減額し、16 億 8,194 万 3,000 円とするものでございます。減額の主なものは委託料及び支払利息でございます。

次のページをお願いいたします。

第 4 条は債務負担行為の設定に伴い 1 条を追加したことにより、第 5 条の企業債を第 6 条とするものでございます。

第 5 条債務負担行為でございます。複数年契約を締結する業務や新年度当初から業務等が開始となるため、今年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものについて債務負担行

為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。これに関連する資料といたしまして、一番最後のページ、200 ページに債務負担行為に関する調書と資料 3 の 25 ページ、平成 22 年度債務負担行為補正内訳表を御参照願えればと思います。

資料 2 の 198 ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。なお、金額は消費税を含んで表記してございます。

まず、収入から御説明申し上げます。

1 款水道事業収益で 1,227 万 2,000 円の増額補正をするものでございます。

1 款 1 項 1 目給水収益で 1,633 万 8,000 円の増額補正をするもので、これは水需要の増加に伴い水道料金収入の増額でございます。

4 目その他営業収益で 406 万 6,000 円の減額補正は、下水道徴収負担金の件数の減少によるものでございます。

次に、支出でございますが、1 款水道事業費用で 561 万 2,000 円の減額補正をするものでございます。

1 項 2 目配水費での 72 万円の減額補正は、漏水調査業務確定に伴う執行残でございます。

2 項 1 目支払利息で 551 万円の減額補正を行うものであります。これは繰上償還借換債を活用して支払利息の軽減を図ったことによるものでございます。

2 項 2 目消費税及び地方消費税は、預かり消費税の増によるものでございます。

恐れ入りますが、資料の 3 をお願いします。資料 3 の 26 ページをお開き願います。

損益計算について当初予算と今回の補正後との比較表でございます。

太枠で囲まれた部分が補正後となります。その右隣が当初予算との比較となっております。今回の 5 号補正におきましては、給水収益の増額や支払利息等の費用の減額に伴い、結果的に当年度純利益は 2 億 4,388 万 9,000 円となり、当初予算と比較して 1 億 2,162 万 4,000 円の増額となっております。

以上で説明を終わります。

- 収入支出一括質疑

- 金野委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。

- 柳原委員

資料 3 の 26 ページ、収益の方なんですけれども、今回の補正額第 5 号が 1,168 万 8,000 円となっているんですけれども、先ほどの下水道会計の方の補正額の方で猛暑の影響で下水道使用料が非常にふえたということで、下水道会計の方は 2,683 万 9,000 円の増額補正しているんですけれども、下水道と水道は、水道で使った分が下水道に流れるわけなので、

下水道だけこんなに多くて水道が1,168万円というのはちょっと計算が合わないんじゃないかと思うんですが、その理由をちょっと教えてください。

○小幡管理課長

ただいまの補正増の件でございますが、水道につきましては、当初568万6,700トン見込んでおりましたが、昨年の夏場の猛暑等ございまして、今年度の予定水量で有収水量576万9,912トン、8万3,212トンほど増量して1,633万8,000円の増額補正をお願いすることとしております。

○柳原委員

トン数の説明はわかったんですが、下水道と水道の違いがなぜなのかというところを教えてください。

○金野委員長

課長、下水道と水道の違い。課長。

○小幡管理課長

下水道の方は2,600幾ら増額ということになっておりますが、実際に下水道と水道、水道使用料だけの下水道料金ではございませんので、その辺については申しわけないですけども、下水道の方からお願いしたいと思うんですけども。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

細かい数字まではあれなんですけれども、下水道の方には上水道のほかに井戸水とか工業用水道とか、そういったものが含まれておりますので、その辺の差額も当然出てくるというふうに理解しております。

○金野委員長

よろしいですか。竹谷委員。

○竹谷委員

それは違うんじゃないですか。それは笠神地区が多賀城の水道に入っていないわけですよ。下馬も、塩竈市水道でしょう。だから、多賀城市水道には入っていないわけですよ。下水道はあれは入っているわけですよ。その給水区域の違いじゃないですか。違いでこういう数字になってきているという、そう答えればみんなぴんとくるんじゃないの。違うかな。おれはそう見ていたんですけども。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

済みません、そういったことも当然含まれております。

○昌浦委員

ちょっと見方なんですよね。確認しておきたいのですが、今のちょっと関連はしないか。下水道の方で、徴収業務等委託料で250万円減額になっているんですよね。その分はこっちではどこにその数字が入っているのかだけ確認したいんです。

○小幡管理課長



資料2の198ページをお願いしたいと思います。

収入の部の4目下水道負担金でございます。406万6,000円の減となっております。

○昌浦委員

いわゆる会計の違いといったら変なんで、400万円のところに入っているとは思ったんですよ。だけれども、なぜこの数字に開きがあるのかだけちょっと、ほかに何の数字が入っているのかだけ確認して終わりたいんですが。

○小幡管理課長

この下水道の方の250万円と水道の方406万6,000円の差額については、下水道課の方に確認しましたところ、下水道の方で何か流用している数字がございまして、その数字で合わないということでございました。

○金野委員長

よろしいですか。藤原委員。

○藤原委員

さっきの柳原委員に対する回答の件なんですけれども、今までの説明ではちょっと納得できないですよ。というのは、似たようなことが前にもあって聞いたことがあるような気がするんだけど、我々に配付される、いわゆる納付書というか、下水道料金よりも水道料金の方が普通倍なんです。多賀城市の予算を見ても、例えば資料2の179ページを見ると、補正前の下水道使用料が8億619万3,000円なのに対して、約8億円だ。それに対して水道の方の補正前の数字というのは、資料3の26ページで16億7,502万4,000円なんです。つまり8億円と16億円だ。

そうすると、我々が納付書で書かれてくる水道料金が下水道料金の2倍だというのは、多賀城市全体の予算でいってもちょうどそういう関係になっているんですよ。言っていることわかりますよね。8億円と16億円という関係になっているんだと。それで、下水道のときは、夏に水が使われたからと2,695万9,000円下水道使用料がふえたと。そうしたら、比例計算で言ったら笠神のことがあるにしたって5,000万円ぐらい補正増にならないと、割合からすると変なんです、やっぱり。

それは、多分当初予算のときの計上の仕方の問題もあるのかもしれないけれども、一般的には水道の検針に基づいて下水道の料金が決まっていると。下水道を使わないで水道をくみ上げたり工業水を使っているのもあると思うけれども、それは多賀城市の下水道の中では一部だと思うんですよ。私は何でこういうわかりづらい数字になってしまうのかなと思うわけ。だから、これはこうだからこういう補正予算になったんだらうけれども、もう少しだけ聞いてもわかるような説明を一度やってほしいんですね、解明を。これだべと言われて、ああそれもあります、これだべと言われて、ああそれもあります。そうじゃなくて、もう少しわかりやすいように解明をして説明していただきたい。

もし当初予算の計上の仕方がおかしいのであれば、それはそれでちゃんと数字も合うような当初予算にしてもらえばいいんですよ。ということなんです。私は今ははっきりさせるとまでは言わないので、わかりやすく何か説明してほしいんですね、きちんとね、いずれ。予算委員会のときになるかどうかはわかりませんが、私は質問できませんけれども、よろしくをお願いします。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

ちょっと今すぐに説明する資料を持ち合わせておりませんので、少しお時間をいただいて、明瞭に説明できるようにしていきたいと思えます。

○金野委員長

藤原委員、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 15 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案第 10 号から議案第 15 号まで、平成 22 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思えます。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 55 分 閉会

---

補正予算特別委員会

委員長 金野 次男